

|            |                                                |
|------------|------------------------------------------------|
| 【表紙】       |                                                |
| 【提出書類】     | 有価証券報告書                                        |
| 【提出先】      | 関東財務局長殿                                        |
| 【提出日】      | 平成22年 2 月 2 日提出                                |
| 【計算期間】     | 第 1 期計算期間<br>( 自 平成20年 7 月31日 至 平成21年11月 2 日 ) |
| 【ファンド名】    | 新光インド・インフラ株式ファンド                               |
| 【発行者名】     | 新光投信株式会社                                       |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 吉田 昭                                   |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区日本橋一丁目17番10号                             |
| 【事務連絡者氏名】  | 大澤 団                                           |
| 【連絡場所】     | 東京都中央区日本橋一丁目17番10号                             |
| 【電話番号】     | 03 - 3277 - 1818                               |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項なし                                         |

## 第一部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

##### a . ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型投信 / 海外 / 株式に属し、投資信託証券を主要投資対象として、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

#### ■ 商品分類表

| 単位型・追加型        | 投資対象地域                    | 投資対象資産<br>(収益の源泉)                                           |
|----------------|---------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 単位型<br><br>追加型 | 国 内<br><br>海 外<br><br>内 外 | 株 式<br><br>債 券<br><br>不動産投信<br><br>その他資産<br>( )<br><br>資産複合 |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### ■ 分類の定義

|       |                                                               |
|-------|---------------------------------------------------------------|
| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。         |
| 海外    | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 株式    | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。    |

#### ■ 属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 |
|--------|------|--------|------|
|--------|------|--------|------|

|                                                                                                                                                     |          |         |                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------|-----------------------------------------------------------------------|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株<br>債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>（ ）<br>不動産投信<br>その他資産<br>（投資信託証券（株式一般））<br>資産複合<br>（ ）<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型 | 年1回      | グローバル   | ファミリーファンド<br><br>ファンド・オブ・ファンズ<br><br><br>為替ヘッジ<br><br>あり<br>（ ）<br>なし |
|                                                                                                                                                     | 年2回      | 日本      |                                                                       |
|                                                                                                                                                     | 年4回      | 北米      |                                                                       |
|                                                                                                                                                     | 年6回（隔月）  | 欧州      |                                                                       |
|                                                                                                                                                     | 年12回（毎月） | アジア     |                                                                       |
|                                                                                                                                                     | 日々       | オセアニア   |                                                                       |
|                                                                                                                                                     | その他（ ）   | 中南米     |                                                                       |
|                                                                                                                                                     |          | アフリカ    |                                                                       |
|                                                                                                                                                     |          | 中近東（中東） |                                                                       |
|                                                                                                                                                     |          | エマージング  |                                                                       |
|                                                                                                                                                     |          |         |                                                                       |
|                                                                                                                                                     |          |         |                                                                       |

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

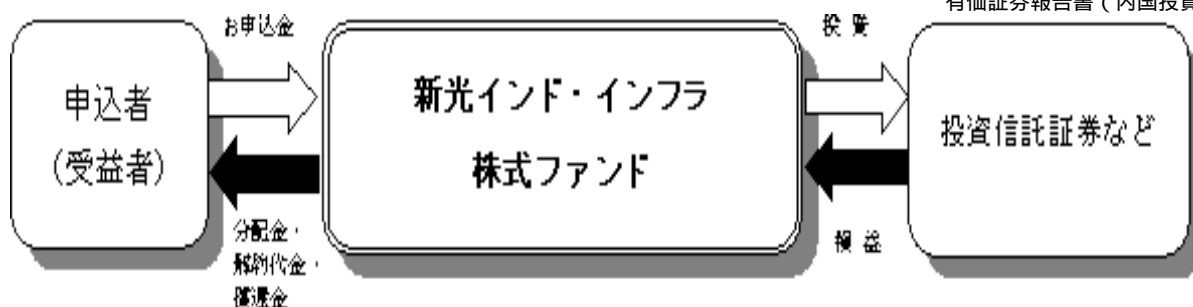
#### ■属性の定義

|                             |                                                                 |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| その他資産<br>（投資信託証券<br>（株式一般）） | 投資信託証券への投資を通じて、実質的に株式一般に投資を行います。                                |
| 年1回                         | 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。                          |
| アジア                         | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。  |
| ファンド・オブ・ファンズ                | 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。                        |
| 為替ヘッジなし                     | 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。 |

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（株式）とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

当ファンドは、投資対象である投資信託証券へ投資を行います。その投資成果は収益分配金、解約代金、償還金として、受益者に支払われます。



## b. ファンドの特色

### 1 主としてインドのインフラ関連企業の株式に実質的に投資を行います。

- 主としてインドのインフラ関連企業の株式に実質的な投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

・「インフラ関連企業」とは、インフラの構築や運営に直接的または間接的に関連する事業を営む企業をいいます。

「インフラ」とは、社会基盤を意味するインフラストラクチャーの略で、道路、鉄道、空港、港湾、通信、電力、ガス、上下水道などが含まれます。

・参考指標としてSENSEX指数 を使用します。

SENSEX指数はインドを代表する株価指数の1つです。同指数はボンベイ証券取引所により1986年から発表されており、時価総額や流動性などを考慮した30銘柄で構成されています。

### 2 インド有数の財閥であるTATAグループの投資信託会社が運用するファンドを高位に組み入れるファンド・オブ・ファンズです。

- モーリシャス籍の「TATA・インディアン・インフラストラクチャー・ファンド・ジャパンファンド」投資証券（以下「TIIF」といいます。）および国内籍の「国内短期公社債マザーファンド」受益証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。

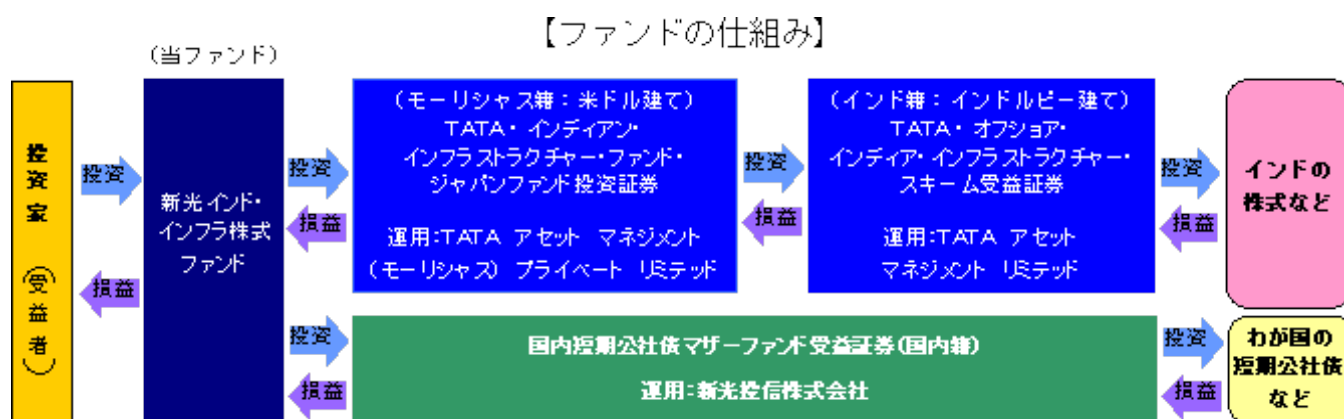
・インドのインフラ関連企業の株式への実質的な投資は、TIIFを通じて行いま

す。

・TIIFへの投資にあたっては、TATA アセット マネジメント リミテッドおよび TATA アセット マネジメント（モーリシャス）プライベート リミテッドから投資助言および情報提供を受けます。

- 各ファンドへの投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、TIIFの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。
- 実質的な組入外貨建資産については、原則として当ファンドにおいて為替ヘッジを行いません。

当ファンドの資金動向、市況動向等を勘案し、上記のような運用を行わない場合があります。



#### <TATA・インディアン・インフラストラクチャー・ファンド・ジャパンファンド投資証券について>

- ・TATA アセット マネジメント（モーリシャス）プライベート リミテッドが運用を行います。
- ・TATA・オフショア・インディア・インフラストラクチャー・スキーム受益証券を通じて、主としてインドの株式に実質的に投資します。

#### <TATA・オフショア・インディア・インフラストラクチャー・スキーム受益証券について>

- ・TATA アセット マネジメント リミテッドが運用を行います。
  - ・TATA・インディアン・インフラストラクチャー・ファンドのみに取得され、信託報酬、買付手数料はかかりません。
- また、分配は行いません。

#### TATA アセット マネジメント リミテッド

TATA アセット マネジメント リミテッドは、インド有数の財閥であるTATAグループの投資信託会社です。運用スタイルは、企業訪問を基本としたボトムアップ・アプローチとトップダウン・アプローチを併用しています。

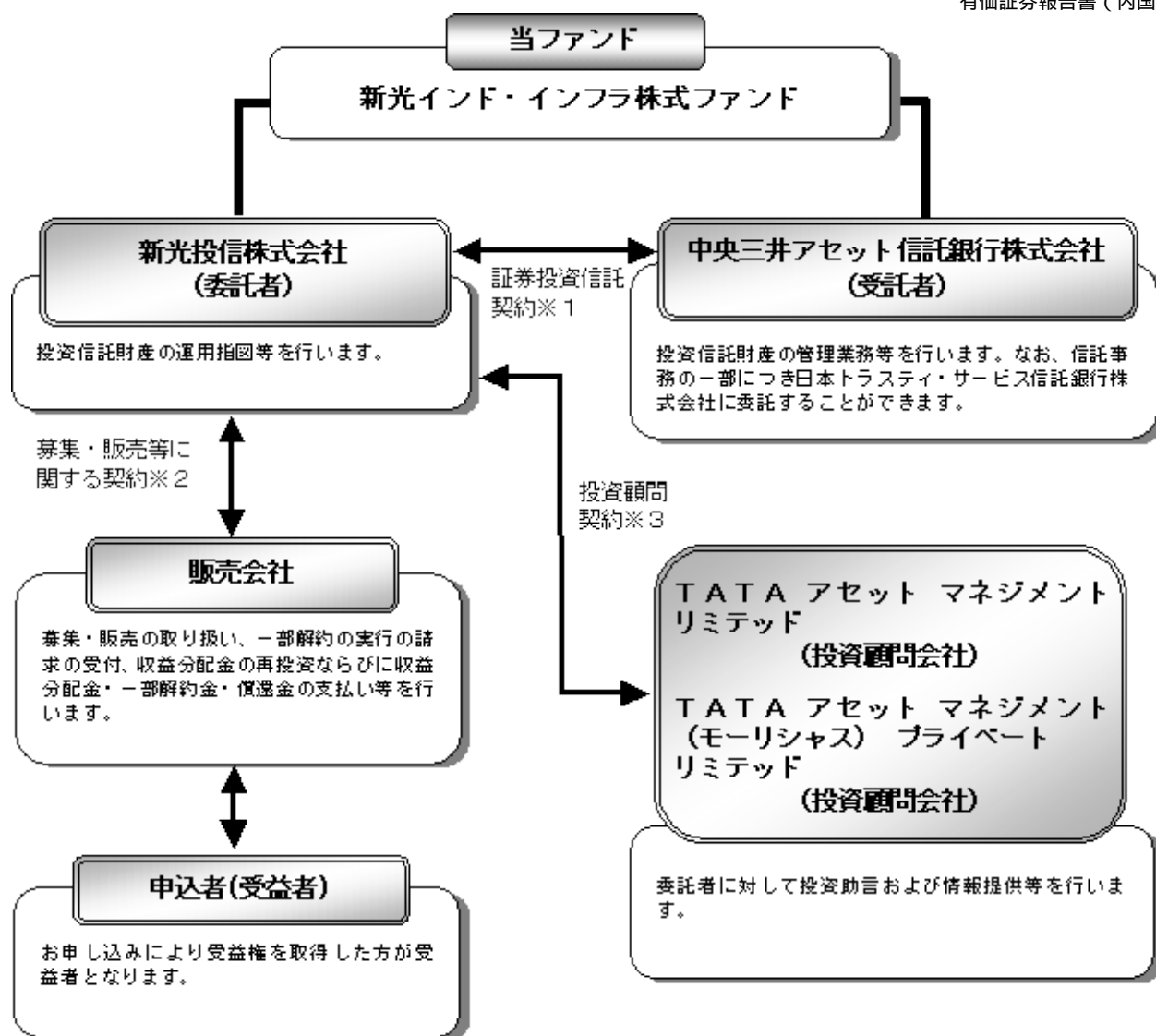
#### c．信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

### (2) 【ファンドの仕組み】

#### a．ファンドの仕組み



### 1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

### 2 募集・販売等に関する契約

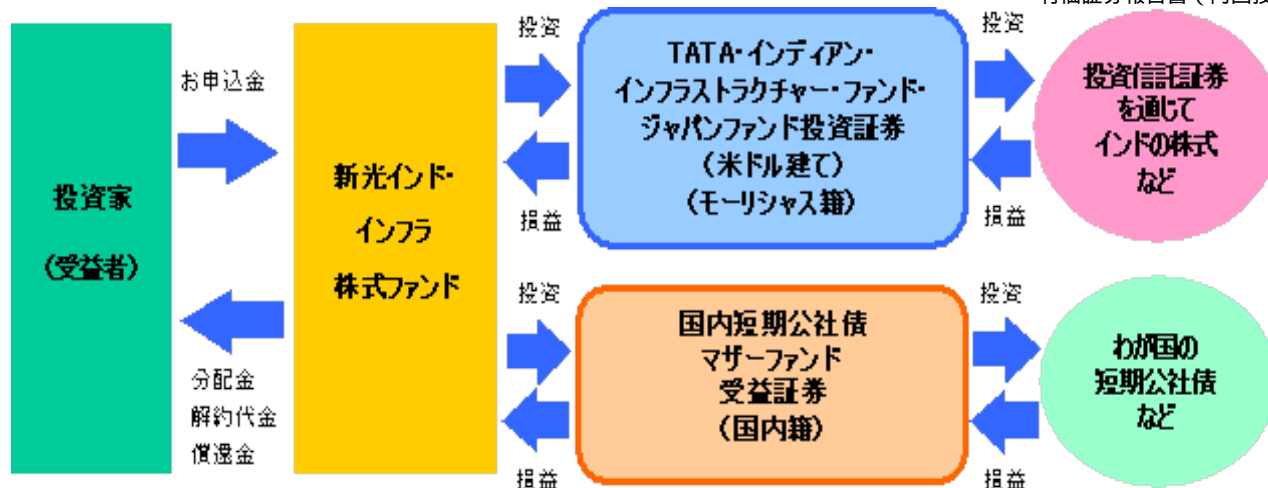
委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

### 3 投資顧問契約

委託者と投資顧問会社との間において「投資顧問契約」を締結しており、投資顧問会社が提供する役務、委託者への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

### < ファンド・オブ・ファンズ方式の仕組み >

当ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、複数の投資信託証券を組み合わせ、一つにまとめて運用する仕組みです。



## b．委託会社の概況

### (イ) 資本金の額

|             |            |
|-------------|------------|
| 現在の資本金の額    | 45億2,430万円 |
| 会社が発行する株式総数 | 3,000,000株 |
| 発行済株式総数     | 1,823,250株 |

### (ロ) 委託会社の沿革

|           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| 昭和36年 6月  | 大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得             |
| 昭和44年10月  | 新和光投信委託株式会社に社名変更                  |
| 昭和61年11月  | 有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可           |
| 平成 8 年 8月 | 投資顧問業者の登録                         |
| 平成 8 年12月 | 投資一任契約にかかる業務の認可                   |
| 平成 9 年11月 | 投資信託の直接販売業務の認可                    |
| 平成10年12月  | 証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみなし認可 |
| 平成12年 4月  | 太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更      |

### (ハ) 大株主の状況

（本書提出日現在）

| 株 主 名           | 住 所                   | 持 株 数      | 持株比率   |
|-----------------|-----------------------|------------|--------|
| みずほ証券株式会社       | 東京都千代田区大手町 1 - 5 - 1  | 1,393,462株 | 76.42% |
| 株式会社新光総合研究所     | 東京都中央区日本橋 1 - 17 - 10 | 120,000    | 6.58   |
| 株式会社みずほ銀行       | 東京都千代田区内幸町 1 - 1 - 5  | 91,086     | 4.99   |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 東京都千代田区丸の内 1 - 3 - 3  | 91,029     | 4.99   |

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### a．基本方針

当ファンドは、投資信託証券を主要投資対象として、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

#### b．運用の方法

##### (イ) 主要投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

##### (ロ) 投資態度

以下の投資信託証券を通じて、主としてインドのインフラ関連企業の株式に実質的な投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

モーリシャス籍外国投資法人 TATA・インディアン・インフラストラクチャー・ファンド・ジャパンファンド投資証券（米ドル建て）（以下「TIIF」といいます。）

内国証券投資信託（親投資信託） 国内短期公社債マザーファンド受益証券

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、TIIFの組入比率は、原則として、高位とすることを基本とします。

外貨建資産（投資信託証券への投資を通じて間接的に保有するものを含みます。）については、原則として当ファンドにおいて為替ヘッジを行いません。

TIIFへの投資にあたっては、TATA アセット マネジメント リミテッドおよびTATA アセット マネジメント（モーリシャス） プライベート リミテッドから投資助言および情報提供を受けます。

当ファンドの資金動向、市況動向等を勘案し、上記のような運用を行わない場合があります。

TIIFが、償還した場合または約款に規定する事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### （ハ）主な投資制限

投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外には投資を行いません。

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

#### （２）【投資対象】

##### a．投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

##### b．有価証券および金融商品の指図範囲等

（イ）委託者は、信託金を、主として次の第１号に掲げる外国投資法人の投資証券および第２号に掲げる新光投信株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内短期公社債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、第３号から第７号に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．モーリシャス籍外国投資法人 TATA・インディアン・インフラストラクチャー・ファンド・ジャパンファンド投資証券（米ドル建て）

２．証券投資信託 マザーファンド受益証券

３．コマーシャル・ペーパー

４．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

５．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。）

６．外国法人が発行する譲渡性預金証書

７．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第１号に掲げる外国投資法人の投資証券および第２号に掲げる証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号および同第11号で定めるものをいいます。）を以下「投資信託証券」といい、第５号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売り戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借り入れ）に限り行うことができます。

（ロ）委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

（ハ）上記（イ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記（ロ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

## 当ファンドが投資する投資信託証券の概要

### １．T I I Fの概要

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ファンド名  | TATA・インディアン・インフラストラクチャー・ファンド・ジャパンファンド投資証券                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 形態     | モーリシャス籍外国投資法人／米ドル建て                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 運用方針   | 「TATA・オフショア・インディア・インフラストラクチャー・スキーム」（インド籍投資信託。以下、「スキーム」といいます。）への投資を通じて、中長期的な値上がり益の獲得をめざします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の証券にのみ投資します。</li> <li>？インドの証券取引所上場または上場予定もしくは非上場の企業の株式、社債、ワラント</li> <li>？インドのユニット・トラストを含む国内投資信託が発行するユニット</li> <li>？政府証券</li> <li>？インドの証券取引所で取引される派生商品</li> <li>？コマーシャル・ペーパー</li> <li>・自己の株式には投資しません。</li> <li>・ファンド・オブ・ファンズには投資しません。また、相互保有目的で他のファンドに投資しません。</li> <li>・株式への投資は原則として現物取引に限るものとし、株式の空売りは行いません。ただし、派生商品取引は除きます。</li> <li>・同一企業に対して発行済み株式の10%を超える投資は行いません。</li> <li>・取引の決済または解約請求を円滑に処理するために必要であり短期間または一時的な場合を除いて、資金借り入れを行いません。借入額は借入時点のファンド純資産総額の10%以内とします。</li> </ul> |
| 信託期間   | 無期限                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 決算日    | 毎年３月31日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

|       |                                                                                                                        |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 関係法人  | 投資顧問会社：TATA アセット マネジメント（モーリシャス）プライベート リミテッド<br>管理事務代行会社：インターナショナル フィナンシャル サービスズ リミテッド<br>保管受託銀行：ドイチェ バンク（モーリシャス） リミテッド |
| 信託報酬等 | 純資産総額に対し年率0.60%（上限）で投資顧問会社に支払われます。<br>投資顧問会社は、当該報酬から管理事務代行会社および保管受託銀行ならびにスキームの保管受託銀行に対する報酬を支払います。                      |
| 収益分配  | 通常は分配を行いません。                                                                                                           |
| 取得制限  | ジャパンファンド投資証券は、ファンド・オブ・ファンズでの投資を目的とする場合に限り申し込みが可能です。                                                                    |
| 運用開始日 | 平成20年 8 月 1 日                                                                                                          |

TIIFが投資する「TATA・オフショア・インディア・インフラストラクチャー・スキーム」の概要は以下のとおりです。

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ファンド名  | TATA・オフショア・インディア・インフラストラクチャー・スキーム 受益証券                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 形態     | インド籍外国投資信託 / インド・ルピー建て                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 運用方針   | 成長力と適正な投資価値を有する、インフラストラクチャー・セクターの企業の株式または株式関連証券に投資し、中長期的な値上がり益の獲得をめざします。                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式への投資は原則として現物取引に限るものとし、株式の空売りは行いません。ただし、派生商品取引は除きます。</li> <li>・同一企業に対して発行済み株式の10%を超える投資は行いません。</li> <li>・ファンド設立法人のグループ企業または関連企業については、非上場および私募発行の証券には投資せず、上場証券への投資は純資産総額の25%以下とします。</li> <li>・非上場の株式または株式関連証券への投資は、純資産総額の5%以下とします。</li> <li>・派生商品はヘッジまたはポートフォリオ調整の目的で使用するものとします。</li> <li>・借り入れは純資産総額の10%以内とします。</li> </ul> |
| 信託期間   | 無期限                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 関係法人   | 投資顧問会社：TATA アセット マネジメント リミテッド<br>受託会社：TATA トラスティ カンパニー プライベート リミテッド<br>保管受託銀行：ドイチェ バンク<br>ファンド設立法人：TATA サンズ リミテッドおよびTATA インベストメント<br>コーポレーション リミテッド                                                                                                                                                                                                                 |
| 信託報酬等  | 報酬はかかりません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 決算日    | 毎年 3 月31日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 収益分配   | 無分配                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 取得制限   | 当ファンドの受益証券は、TATA・インディアン・インフラストラクチャー・ファンドにのみ取得されることが可能です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 運用開始日  | 平成20年 8 月 1 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

## 2. マザーファンドの概要

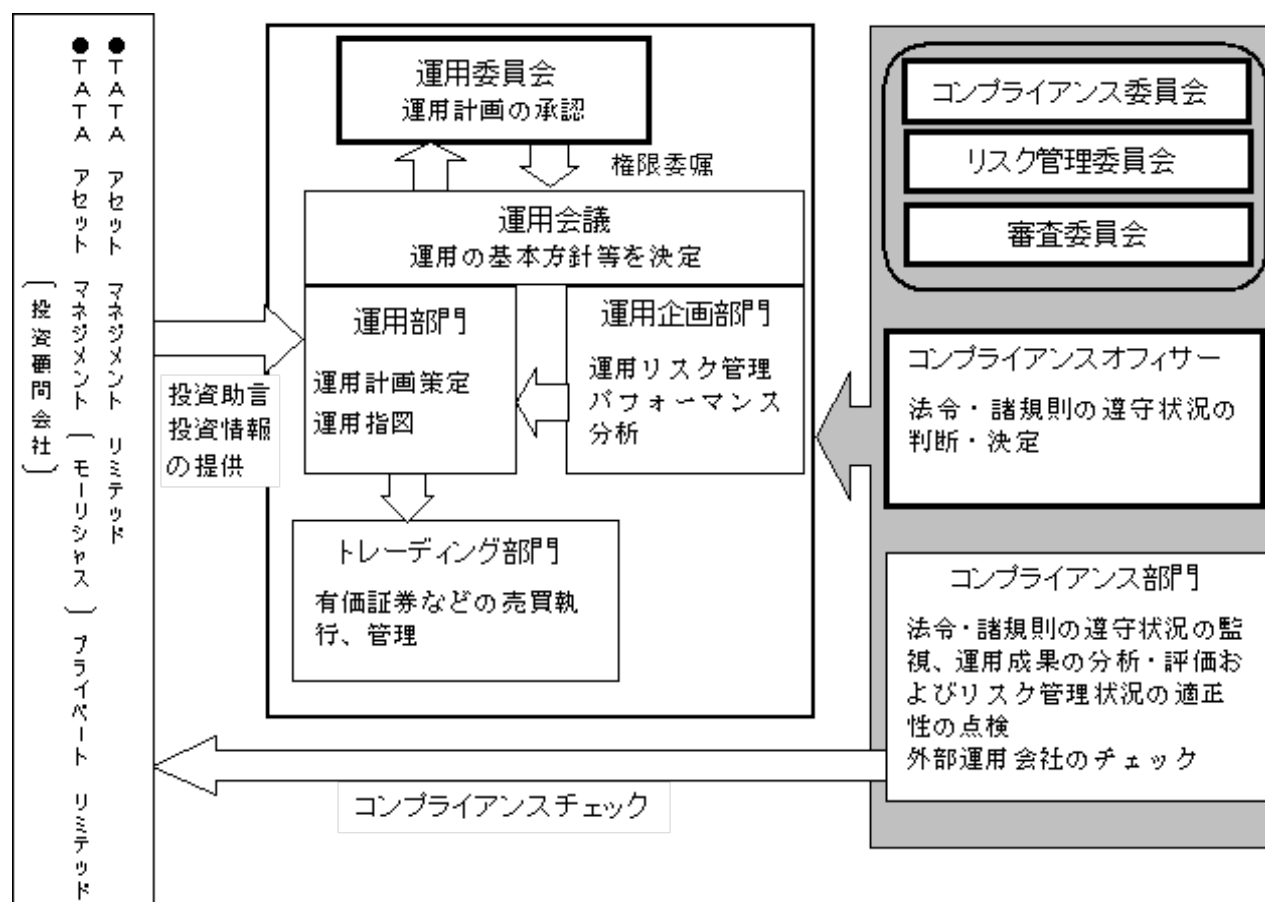
|       |                     |
|-------|---------------------|
| ファンド名 | 国内短期公社債マザーファンド 受益証券 |
| 形態    | 親投資信託               |

|        |                                                                                                                                                                          |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運用方針   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主として本邦通貨建ての短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。</li> <li>・ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul> |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式への投資は行いません。</li> <li>・外貨建資産への投資は行いません。</li> </ul>                                                                              |
| 信託期間   | 無期限                                                                                                                                                                      |
| 決算日    | 原則として年1回、毎年10月31日（休業日の場合は翌営業日）。                                                                                                                                          |
| 収益分配方針 | 運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。                                                                                                                                |
| 信託報酬率  | 信託報酬はかかりません。                                                                                                                                                             |
| 信託設定日  | 平成20年7月31日                                                                                                                                                               |
| 受託銀行   | 中央三井アセット信託銀行株式会社<br>（再信託受託銀行：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）                                                                                                                       |

上記の各概要は、各投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。  
また、各概要は平成22年2月2日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

### （３）【運用体制】

#### ａ．当ファンドの運用体制



平成22年2月2日現在、コンプライアンスオフィサーは1名、コンプライアンス部は12名です。人員は今後変更になることがあります。

● PLAN

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・各運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、投資顧問会社からの投資助言および提供された情報等を参考に運用計画を作成します。
- ・コンプライアンス部門およびコンプライアンスオフィサーはこの運用計画に対して、投資行動に関わるコンプライアンスチェックを実施します。
- ・運用計画は最終的に運用委員会において承認されます。

● D0

- ・ファンドマネージャーは運用委員会で承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

● SEE

- ・コンプライアンス部門は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス部門は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。
- ・コンプライアンス部門は、投資信託証券の運用会社に対して、継続的なコンプライアンスチェックを行っております。

< 受託者に対する管理体制 >

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b. 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程の内規等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

(4) 【配分方針】

- a. 収益分配は年1回、原則として、10月31日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 分配金額は、委託者が基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

- b. 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるとき

は、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c．毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

d．「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

#### (5) 【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

a．投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

b．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

c．公社債の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ) 借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ) 借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

d．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

e．外国為替予約の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

f．資金の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日か

らその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（二）借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

g．利害関係人等との取引等

（イ）受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

（ロ）受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

（ハ）委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

（二）上記（イ）（ロ）（ハ）の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

### 3【投資リスク】

#### （1）ファンドのもつリスク

当ファンドは投資信託証券への投資を通じて、主にインドの株式に投資します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。

##### a．カンントリーリスク

一般に有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。

当ファンドは、実質的にインドの株式に投資します。一般的に当該国のような新興国は、先進国に比べ政治、経済、社会情勢などが不安定であり、投資環境の急変により金融市場に混乱が生じる場合があります。

その結果、当ファンドの基準価額が予想外に大きく下落したり、運用方針に沿った運用が困難となることなども想定されます。

##### b．株価変動リスク

株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受けて下落するリスクをいいます。当ファンドは、株式の実質組入比率を原則として高位に保ちますので、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は変動します。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、当ファンドが実質的に投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産等に陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることもあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

## c．為替変動リスク

当ファンドまたは当ファンドが組み入れる投資信託証券が投資する外貨建証券は、為替変動の影響を受けます。たとえば、投資対象となる株式などが現地通貨建てで値上がりした場合でも、当該通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建証券の円換算価格は下落することがあります。その場合、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、当ファンドは新興国通貨建証券に実質的な投資を行うことから、為替変動リスクが相対的に高くなる場合があります。

## d．銘柄選択リスク

当ファンドは、実質的に、特定のテーマに関連する企業の株式に重点的に投資するため、幅広い業種に分散投資を行うファンドと比較して基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

## e．流動性リスク

有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。

当ファンドまたは当ファンドが組み入れる投資信託証券において、特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。一般に、新興国市場は先進国市場に比べ市場規模などが小さく、また法体系や金融インフラが未発達の場合もあるため、市況動向や取引量などの状況によっては、保有株式を市場実勢から期待される価格で売却できない場合があります。

## f．信用リスク

公社債や短期金融商品の信用力の変化や格付けの変更により、債券価格が変動したり、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や元本があらかじめ決められた条件で支払われなくなること（債務不履行）があります。信用力の低下、格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合、通常、債券価格は下落します。さらに、当該発行体が企業の場合には、その企業の株価が下落する要因となります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

## g．金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、金利水準の大きな変動は、株式市場に影響を及ぼす場合があり、債券市場のほかに株式市場を通じて当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

## h．特定の投資信託証券に投資するリスク

当ファンドが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、当ファンドの運用成果に大きな影響を及ぼします。

当ファンドの基準価額は、組み入れる投資信託証券の関係法人が計算する当該証券の価格などに基づき算出されますが、当該価格などの訂正により当ファンドの基準価額も訂正されることがあります。なお、当該投資信託証券の価格などが正確でないことが判明した場合でも、一定の基準内であれば訂正は行われず、結果として当ファンドの基準価額も訂正されないことがあります。

## i．投資対象ファンドにかかる税制変更のリスク

当ファンドが投資する外国籍投資信託の設定地および当該外国籍投資信託が投資を行う国において、税制等の変更があった場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

## j．投資信託に関する一般的なリスク

（イ）法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

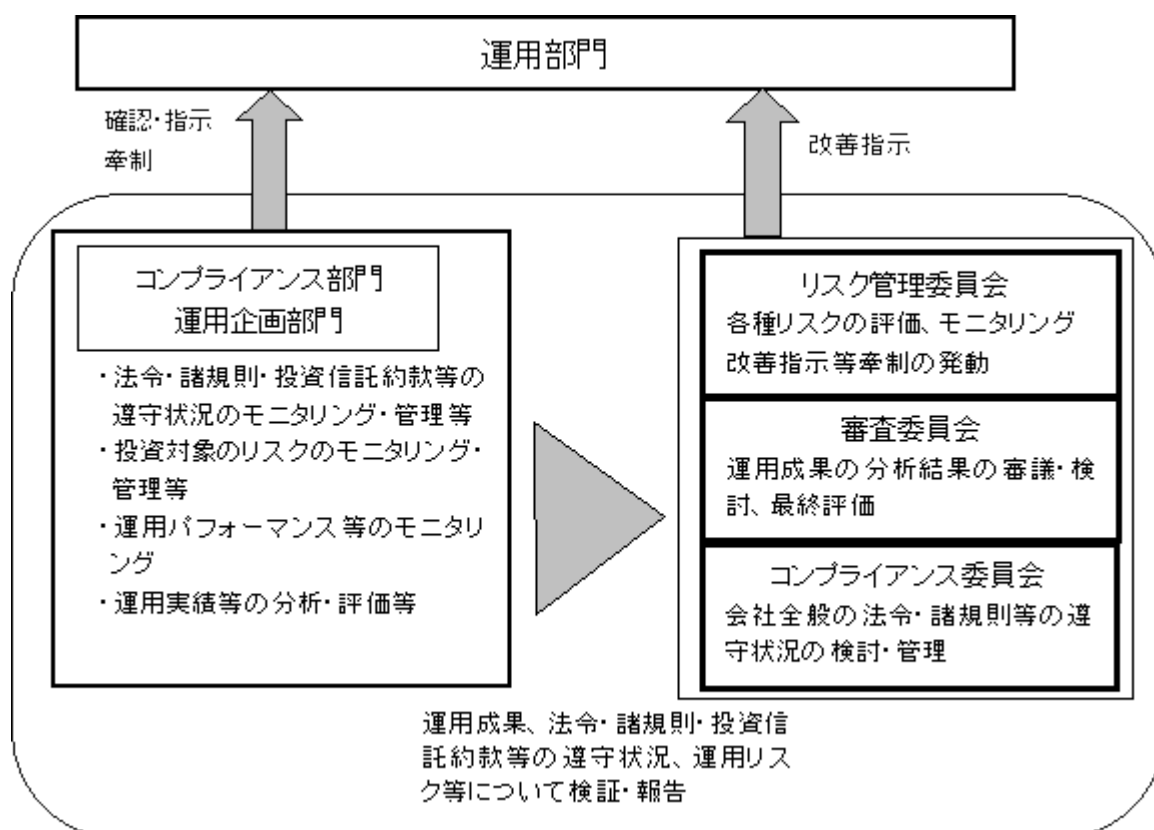
- （ロ）投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われなことがあることがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- （ハ）短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- （ニ）証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。
- （ホ）投資信託証券には、ファミリーファンド方式で運用をするものがあります。当該投資信託証券（ベビーファンド）が投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。この影響を受け、当該投資信託証券（ベビーファンド）の価額が変動する可能性があります。

当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券にはファミリーファンド方式を採用している場合があります。上記のような要因で、当ファンドの基準価額が変動する可能性があります。

## （２）リスク管理体制

パフォーマンスの分析・管理 : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。

運用リスクの管理 : 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。



#### 4【手数料等及び税金】

ファンドの取得からご解約・償還までにかかるおもな費用と税金の概要

（詳しくは次の(1)～(5)をご覧ください。）

|                          |                                                                                                                                                       |                      |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| ファンドの取得時にかかる<br>費用と税金    | ●申込手数料+消費税等<br>申込手数料は販売会社ごとに定めます。                                                                                                                     |                      |
| ファンドの保有時にかかる<br>費用と税金    | ●信託報酬+消費税等<br>●監査報酬+消費税等<br>●信託事務の諸費用等+消費税等他<br>●証券取引に伴う手数料等+消費税等他<br>※上記の費用・税金は投資信託財産中から支払われます。<br>その他、当ファンドが投資する投資信託証券においても<br>同様または類似の費用や税金がかかります。 |                      |
|                          | ◎分配金にかかる<br>税金（注）                                                                                                                                     | 普通分配金に対する<br>所得税・地方税 |
| ファンドの解約・償還時に<br>かかる費用と税金 | ●解約・償還時の手数料はありません。<br>●解約の際、信託財産留保額が差し引かれます。                                                                                                          |                      |
|                          | ◎解約代金・<br>償還金に<br>かかる税金（注）                                                                                                                            | 譲渡益に対する<br>所得税・地方税   |

（注）個人受益者と法人受益者とでは税制が異なります。

平成23年12月31日までの間は、公募株式投資信託の収益分配時・解約時・償還時にかかる税金について、軽減税率が適用されます。

（詳しくは、後述の「(5) 課税上の取扱い」をご参照ください。）

税法が改正された場合等は、上記の税金にかかる内容が変更される場合があります。

##### (1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日から起算して3営業日目の基準価額に、3.15%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税等（5%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク  
フリーダイヤル 0120-104-694  
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)  
インターネットホームページ  
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」<sup>1</sup>または「償還前乗り換え」<sup>2</sup>により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

- 1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合があります。
- 2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合があります。

## (2) 【換金（解約）手数料】

### a. 解約時手数料

ご解約時の手数料はありません。

### b. 信託財産留保額

ご解約時に、解約申込受付日から起算して3営業日目の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「信託財産留保額」とは、ご解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

## (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の141.75の率（1.4175%）（税込）を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

|                 |      |                      |
|-----------------|------|----------------------|
| 信託報酬の配分<br>(年率) | 委託者  | 純資産総額に対し年0.6510%（税込） |
|                 | 販売会社 | 純資産総額に対し年0.7140%（税込） |
|                 | 受託者  | 純資産総額に対し年0.0525%（税込） |

委託者の信託報酬には、TATA アセット マネジメント リミテッドに対する投資顧問報酬（純資産総額に対し年0.25%）が含まれています。

なお、上記のほか、当ファンドが投資対象とする投資信託証券においても信託報酬がかかります。

当ファンドで直接的または間接的に支払う実質的な信託報酬の総額の上限（概算）は以下のとおりです。

|  |                      |
|--|----------------------|
|  | 信託報酬率<br>(対純資産総額・年率) |
|--|----------------------|

|                                                  |                |
|--------------------------------------------------|----------------|
| 当ファンド                                            | 1.4175%（税込）    |
| TATA・インディアン・インフラストラクチャー・ファンド・ジャパンファンド投資証券（米ドル建て） | 0.6000%（上限）    |
| 合 計                                              | 2.0175%（税込、上限） |

内国証券投資信託（親投資信託） 国内短期公社債マザーファンドの信託報酬は、ありません。

上記の信託報酬の合計は、TATA・インディアン・インフラストラクチャー・ファンド・ジャパンファンド投資証券（米ドル建て）を100%組み入れた場合の数値です。

#### （４）【その他の手数料等】

- a．投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b．投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
- c．証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外貨建資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。
- d．当ファンドが投資対象とする投資信託証券においても、有価証券等の売買手数料、税金等がかかります。

#### （５）【課税上の取扱い】

##### a．個人の受益者の場合

##### （イ）収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。確定申告を行い、総合課税・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

##### （ロ）一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）においては、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。

上記（イ）および（ロ）の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成24年1月1日より、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

##### （ハ）損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

また、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です（申告不要）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

##### b．法人の受益者の場合

平成23年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約

金・償還金の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。

また、上記の税率は平成24年1月1日より、15%（所得税のみ）となる予定です。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

#### c．個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

（ハ）受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

（ニ）受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、「d．収益分配金の課税について」をご参照ください。）

#### d．収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、特別分配金に関しましては非課税扱いとなります。

税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

## 5【運用状況】

### （1）【投資状況】

（平成21年12月30日現在）

| (平成21年12月30日現在) |       |                    |        |                    |      |           |
|-----------------|-------|--------------------|--------|--------------------|------|-----------|
| 分 類             | 資産の種類 |                    | 国・地域   | 金 額                | 評価方法 | 投資比率      |
| 有価証券            | 投資証券  |                    | モーリシャス | 円<br>2,464,361,483 | 時価   | %<br>95.3 |
|                 |       |                    | 小 計    | 円<br>2,464,361,483 | -    | %<br>95.3 |
|                 | 親投資信託 | 国内短期公社債マザーファンド受益証券 | 日 本    | 円<br>20,479,541    | 時価   | %<br>0.8  |
|                 |       |                    | 小 計    | 円<br>20,479,541    | -    | %<br>0.8  |
|                 |       | その他                |        |                    | 円    | 負債控除後の    |

| 資産 | コール・ローン等 | 日 本 他 | 102,044,979   | 取得価額 | 3.9   |
|----|----------|-------|---------------|------|-------|
| -  | 純資産総額    |       | 2,586,886,003 | -    | 100.0 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

（参 考）

当ファンドが投資を行う投資信託証券のうち、国内の親投資信託証券の投資状況は以下のとおりです。

< 国内短期公社債マザーファンド >

（平成21年12月30日現在）

| (平成三十一年度末現在) |          |      |      |                    |                |            |
|--------------|----------|------|------|--------------------|----------------|------------|
| 分 類          | 資産の種類    |      | 国・地域 | 金 額                | 評価方法           | 投資比率       |
| 有価証券         | 公社債券     | 国債証券 | 日 本  | 円<br>1,259,807,444 | 時価             | %<br>78.4  |
|              |          |      | 小 計  | 円<br>1,259,807,444 | -              | %<br>78.4  |
| その他資産        | コール・ローン等 |      | 日 本  | 円<br>346,395,358   | 負債控除後の<br>取得価額 | %<br>21.6  |
| -            | 純資産総額    |      |      | 円<br>1,606,202,802 | -              | %<br>100.0 |

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成21年12月30日現在）

| 順位 | 銘 柄 名                                 | 国・地域   | 種 類   | 数量（口）      | 帳 簿 価 額 |               | 評 価 額  |               | 投資比率（％） |
|----|---------------------------------------|--------|-------|------------|---------|---------------|--------|---------------|---------|
|    |                                       |        |       |            | 単価（円）   | 金 額（円）        | 単価（円）  | 金 額（円）        |         |
| 1  | TATA・インディアン・インフラストラクチャー・ファンド・ジャパンファンド | モーリシャス | 投資証券  | 23,003,313 | 94.86   | 2,182,163,281 | 107.13 | 2,464,361,483 | 95.26   |
| 2  | 国内短期公社債マザーファンド受益証券                    | 日本     | 親投資信託 | 20,387,796 | 1.0041  | 20,471,385    | 1.0045 | 20,479,541    | 0.79    |

（注１）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第３位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

（注２）外貨建投資証券の単価および金額は、平成21年12月30日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

種類別投資比率（平成21年12月30日現在）

| 種 類   | 投資比率（％） |
|-------|---------|
| 投資証券  | 95.26   |
| 親投資信託 | 0.79    |
| 合 計   | 96.05   |

株式業種別投資比率（平成21年12月30日現在）

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## （参 考）

当ファンドが投資を行う投資信託証券のうち、国内の親投資信託証券の投資資産は以下のとおりです。

## &lt; 国内短期公社債マザーファンド &gt;

## 投資有価証券の主要銘柄

（平成21年12月30日現在）

| 順位 | 銘柄名        | 国・地域 | 種類   | 額面<br>(円)   | 帳簿価額      |             | 評価額       |             | 利率<br>(%) | 償還期限       | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|------------|------|------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|------------|-----------------|
|    |            |      |      |             | 単価<br>(円) | 金額<br>(円)   | 単価<br>(円) | 金額<br>(円)   |           |            |                 |
| 1  | 第74回国庫短期証券 | 日本   | 国債証券 | 450,000,000 | 99.97     | 449,884,350 | 99.97     | 449,884,350 | 0.0000    | 2010.03.23 | 28.00           |
| 2  | 第37回国庫短期証券 | 日本   | 国債証券 | 400,000,000 | 99.99     | 399,978,604 | 99.99     | 399,978,604 | 0.0000    | 2010.01.12 | 24.90           |
| 3  | 第63回国庫短期証券 | 日本   | 国債証券 | 400,000,000 | 99.98     | 399,945,568 | 99.98     | 399,945,568 | 0.0000    | 2010.02.01 | 24.90           |
| 4  | 第61回国庫短期証券 | 日本   | 国債証券 | 10,000,000  | 99.98     | 9,998,922   | 99.98     | 9,998,922   | 0.0000    | 2010.01.25 | 0.62            |

## 種類別投資比率（平成21年12月30日現在）

| 種類   | 投資比率（%） |
|------|---------|
| 国債証券 | 78.43   |
| 合計   | 78.43   |

## 株式業種別投資比率（平成21年12月30日現在）

該当事項はありません。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## （3）【運用実績】

## 【純資産の推移】

（単位：円）

|                          | 純資産総額<br>(分配落ち) | 純資産総額<br>(分配付き) | 基準価額<br>(分配落ち) | 基準価額<br>(分配付き) |
|--------------------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 第1期計算期間末<br>(平成21年11月2日) | 2,469,204,076   | 2,469,204,076   | 9,017          | 9,017          |
| 平成20年12月末日               | 3,210,946,554   | -               | 5,224          | -              |
| 平成21年1月末日                | 2,839,576,238   | -               | 5,045          | -              |
| 平成21年2月末日                | 2,493,939,722   | -               | 5,274          | -              |
| 平成21年3月末日                | 2,472,509,764   | -               | 5,792          | -              |
| 平成21年4月末日                | 2,475,654,838   | -               | 6,321          | -              |
| 平成21年5月末日                | 3,028,394,351   | -               | 8,395          | -              |
| 平成21年6月末日                | 2,820,666,193   | -               | 8,580          | -              |
| 平成21年7月末日                | 2,840,135,784   | -               | 8,921          | -              |
| 平成21年8月末日                | 2,814,851,458   | -               | 8,838          | -              |
| 平成21年9月末日                | 2,778,249,829   | -               | 9,267          | -              |
| 平成21年10月末日               | 2,576,721,984   | -               | 9,251          | -              |
| 平成21年11月末日               | 2,497,899,347   | -               | 9,496          | -              |
| 平成21年12月末日               | 2,586,886,003   | -               | 10,200         | -              |

（注１）基準価額は１万口当たりの純資産額です。

（注２）表中の分配付きの数値は支払外国税を控除している場合があります。

【分配の推移】

| 決算期                     | 1万口当たりの分配金 |
|-------------------------|------------|
| 第1期計算期間<br>（平成21年11月2日） | 0円         |

【収益率の推移】

| 決算期                     | 収益率  |
|-------------------------|------|
| 第1期計算期間<br>（平成21年11月2日） | 9.8% |

（注１）収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付き）の上昇（または下落）率をいいます。なお、第１期計算期間の収益率は、１万口当たりの当初元本を基準に算出しています。

（注２）収益率は小数第２位を四捨五入しています。

## 第二部 【ファンドの詳細情報】

### 第1 【ファンドの沿革】

|              |                       |
|--------------|-----------------------|
| 平成20年 6 月27日 | 関東財務局長に対して有価証券届出書提出   |
| 平成20年 7 月31日 | 投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始 |

### 第2 【手続等】

#### 1 【申込（販売）手続等】

（イ）取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日から起算して3営業日目の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。（手数料については前述の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。）

（ロ）「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「新光インド・インフラ株式ファンド自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

（ハ）取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社により午後2時その他販売会社が定める時間までとなる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、申込日当日またはその翌営業日が以下のいずれかに該当する日には、取得のお申し込みの受付は行いません。

- ・インドの証券取引所の休業日
- ・モーリシャスの銀行の休業日
- ・インドの銀行の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得申し込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

#### 2 【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求によるご解約）

（イ）受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社により午後2時その他販売会社が定める時間までとなる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

（ロ）受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

- (ハ) 委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- (ニ) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日から起算して3営業日目の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- 一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。
- なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク  
フリーダイヤル 0120-104-694  
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

- 基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ（<http://www.shinkotoushin.co.jp/>）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。
- (ホ) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
- (ヘ) 委託者は、申込日当日またはその翌営業日が以下のいずれかに該当する日には、上記（イ）による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ・インドの証券取引所の休業日
  - ・モーリシャスの銀行の休業日
  - ・インドの銀行の休業日
  - ・ニューヨークの銀行の休業日
- (ト) 委託者は、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- (チ) 上記（ト）により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が一部解約の実行の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記（ニ）の規定に準じて計算された価額とします。

### 第3 【管理及び運営】

#### 1 【資産管理等の概要】

##### (1) 【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク  
フリーダイヤル 0120-104-694  
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)  
インターネットホームページ  
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

| 投資対象                | 評価方法                               |
|---------------------|------------------------------------|
| 外国籍投資信託証券           | 原則として基準価額計算時に知りうる直近の日の基準価額で評価      |
| 内国証券投資信託<br>(親投資信託) | 原則として基準価額計算日の基準価額で評価               |
| 外貨建資産               | 原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算により評価 |
| 為替予約取引              | 原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価       |

## (2) 【保管】

該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成30年10月31日までです。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

## (4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年11月1日から翌年10月31日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

## (5) 【その他】

### a. 信託の終了（投資信託契約の解約）

(イ) 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、信託終了前に、所定の運用の基本方針に基づき、投資を行ったTIIFが償還、または次に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. TIIFの主要投資対象が変更となる場合

2. TIIFの取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合

（ハ）委託者は、上記（イ）の事項について、下記「c．書面決議の手続き」の規定にしたがい  
ます。

（ニ）委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にした  
がい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

（ホ）委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止した  
ときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託  
者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「c．書面決議の手続き」の規定にお  
ける書面決議が否決となる場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

（ヘ）受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務  
に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者  
または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場  
合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b．投資信託約款の変更等」の  
規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託  
者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終  
了させます。

#### b．投資信託約款の変更等

（イ）委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したとき  
は、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との  
併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信  
託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または  
併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託者は、上記（イ）の事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なも  
のに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）  
について、下記「c．書面決議の手続き」の規定にしたがいます。

（ハ）委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記  
（イ）および（ロ）の規定にしたがいます。

この投資信託約款は上記に定める以外の方法によって変更することができないものとし  
ます。

#### c．書面決議の手続き

（イ）委託者は、上記「a．信託の終了（投資信託契約の解約）」（イ）について、または  
「b．投資信託約款の変更等」（イ）の事項のうち重大な約款の変更等について、書面によ  
る決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面  
決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその  
理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドにかかる知れている受  
益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

（ロ）上記（イ）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信  
託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項  
において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。  
なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議に  
ついて賛成するものとみなします。

（ハ）上記（イ）の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該  
受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

（ニ）重大な約款の変更等における書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してそ

の効力を生じます。

（ホ）上記（イ）から（ニ）までの規定は、委託者が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記「a．信託の終了（投資信託契約の解約）」（ロ）の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（イ）から（ハ）までに規定する当ファンドの解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

（ヘ）上記（イ）から（ホ）の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### d．反対者の買取請求権

投資信託契約の解約（上記「a．信託の終了（投資信託契約の解約）」（ロ）の場合を除きます。）または上記「b．投資信託約款の変更等」における重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の内容および買取請求の手続きに関する事項は、上記「c．書面決議の手続き」で規定する書面に記載します。

#### e．運用報告書

当ファンドについて、委託者は各計算期間の終了時および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で、受け取ることができます。

#### f．公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### g．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### h．信託事務処理の再信託

（イ）受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

（ロ）上記（イ）における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

#### i．信託業務の委託等

（イ）受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等

の管理を行う体制が整備されていること

4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

（ロ）受託者は、上記（イ）に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記（イ）各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

（ハ）上記（イ）および（ロ）にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1．投資信託財産の保存にかかる業務

2．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

4．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

j．他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1．他の受益者の氏名または名称および住所

2．他の受益者が有する受益権の内容

k．関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

また、委託者と投資顧問会社との間において締結している「投資顧問契約」の有効期間は契約の締結日から投資信託約款に基づくファンドの信託終了日までとし、途中での更新は行いません。なお、委託者、投資顧問会社は、法律による解除権の行使以外に、相手方に対する事前の書面による解約申し入れによりこの契約を解約できるものとします。

## 2【受益者の権利等】

a．収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b．一部解約請求権

受益者は、販売会社ごとに定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から受益者に支払います。ただし、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

c．償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### 第4 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、内閣府令第50号附則第2条1項1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、同内閣府令附則第16条2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの第1期計算期間は、信託約款第32条第1項により、平成20年7月31日から平成21年11月2日までであります。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成20年7月31日から平成21年11月2日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

新光インド・インフラ株式ファンド 財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| 第1期<br>(平成21年11月 2日現在) |               |
|------------------------|---------------|
| <b>資産の部</b>            |               |
| 流動資産                   |               |
| コール・ローン                | 328,235,447   |
| 投資証券                   | 2,235,465,213 |
| 親投資信託受益証券              | 20,471,385    |
| 未収利息                   | 564           |
| 流動資産合計                 | 2,584,172,609 |
| 資産合計                   | 2,584,172,609 |
| <b>負債の部</b>            |               |
| 流動負債                   |               |
| 未払解約金                  | 85,415,030    |
| 未払受託者報酬                | 1,083,177     |
| 未払委託者報酬                | 28,162,440    |
| その他未払費用                | 307,886       |
| 流動負債合計                 | 114,968,533   |
| 負債合計                   | 114,968,533   |
| <b>純資産の部</b>           |               |
| 元本等                    |               |
| 元本                     | 2,738,518,629 |
| 剰余金                    |               |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ）        | 269,314,553   |
| 元本等合計                  | 2,469,204,076 |
| 純資産合計                  | 2,469,204,076 |
| 負債純資産合計                | 2,584,172,609 |

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

|                         | 第1期<br>自平成20年 7月31日<br>至平成21年11月 2日 |
|-------------------------|-------------------------------------|
| 営業収益                    |                                     |
| 受取利息                    | 682,759                             |
| 有価証券売買等損益               | 709,796,259                         |
| 為替差損益                   | 920,558,243                         |
| 営業収益合計                  | 1,629,671,743                       |
| 営業費用                    |                                     |
| 受託者報酬                   | 2,224,318                           |
| 委託者報酬                   | 57,832,004                          |
| その他費用                   | 1,205,550                           |
| 営業費用合計                  | 61,261,872                          |
| 営業利益                    | 1,690,933,615                       |
| 経常利益                    | 1,690,933,615                       |
| 当期純利益                   | 1,690,933,615                       |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額      | 1,485,643,291                       |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ）         | -                                   |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額          | 51,882,902                          |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 51,882,902                          |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額          | 115,907,131                         |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 115,907,131                         |
| 分配金                     | -                                   |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ）         | 269,314,553                         |

## （３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 区 分                        | 第1期<br>自 平成20年 7月31日<br>至 平成21年11月 2日                                                      |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法         | 投資証券及び親投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、投資証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法      | 為替予約取引<br>原則として計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。                                                  |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建取引等の処理基準<br>当ファンドの外貨建取引等の処理基準については、投資信託財産計算規則第60条及び第61条によっております。                        |

（貸借対照表に関する注記）

| 区 分                 | 第1期<br>[ 平成21年11月 2日現在 ]                        |
|---------------------|-------------------------------------------------|
| 1. 期首元本額            | 5,677,581,000円                                  |
| 期中追加設定元本額           | 1,513,634,328円                                  |
| 期中一部解約元本額           | 4,452,696,699円                                  |
| 2. 元本の欠損            | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は269,314,553円であります。 |
| 3. 計算期間末日における受益権の総数 | 2,738,518,629口                                  |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 区 分      | 第1期<br>自 平成20年 7月31日<br>至 平成21年11月 2日                                                                                                      |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 分配金の計算過程 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（23,595円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は23,595円（1万口当たり0.08円）であります。が、分配を行っておりません。 |

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

| 種 類       | 第1期<br>[ 平成21年11月 2日現在 ] |                      |
|-----------|--------------------------|----------------------|
|           | 貸借対照表計上額（円）              | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 投資証券      | 2,235,465,213            | 128,766,579          |
| 親投資信託受益証券 | 20,471,385               | 83,589               |
| 合 計       | 2,255,936,598            | 128,850,168          |

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の状況に関する事項

| 区 分 | 第1期<br>自 平成20年 7月31日<br>至 平成21年11月 2日 |
|-----|---------------------------------------|
|-----|---------------------------------------|

|                         |                                                                                               |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1.取引の内容                 | 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であります。                                                             |
| 2.取引の利用目的及び取引に対する取組方針   | 為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。                                                              |
| 3.取引に係るリスクの内容           | 為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。<br>なお、デリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い金融機関であるため、信用リスクはほとんどないと判断しております。 |
| 4.取引に係るリスクの管理体制         | デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた信託約款及び社内規程に基づき行っております。                                    |
| 5.取引の時価等に関する事項についての補足説明 | 為替予約取引<br>原則として計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。                                                     |

## 取引の時価等に関する事項

| 種 類 | 第1期<br>[平成21年11月 2日現在] |
|-----|------------------------|
|     | 該当事項はありません。            |

## （関連当事者との取引に関する注記）

|  | 第1期<br>自 平成20年 7月31日<br>至 平成21年11月 2日 |
|--|---------------------------------------|
|  | 該当事項はありません。                           |

## （1口当たり情報）

|                           | 第1期<br>[平成21年11月 2日現在] |
|---------------------------|------------------------|
| 1口当たり純資産額<br>(1万口当たり純資産額) | 0.9017円<br>(9,017円)    |

## （４）【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## （１）株式

該当事項はありません。

## （２）株式以外の有価証券（投資証券）

| 通貨          | 種 類  | 銘 柄                                      | 券面総額       | 評 価 額                                    | 備考 |
|-------------|------|------------------------------------------|------------|------------------------------------------|----|
| 米ドル         | 投資証券 | T A T A・インディアン・インフラストラクチャー・ファンド・ジャパンファンド | 23,869,559 | 米ドル<br>24,821,954.40                     |    |
| 米 ド ル 建 小 計 |      |                                          | 23,869,559 | 米ドル<br>24,821,954.40<br>(2,235,465,213円) |    |
| 合 計         |      |                                          | -          | 円<br>2,235,465,213<br>(2,235,465,213)    |    |

（注）投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 有価証券明細表注記

1. 小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の記載は、邦貨金額であります。（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 外貨建有価証券の内訳

| 通貨  | 銘柄数      | 組入投資証券時価比率 | 有価証券の合計額に対する比率 |
|-----|----------|------------|----------------|
| 米ドル | 投資証券 1銘柄 | 90.5%      | 99.1%          |

（注1）組入投資証券時価比率は、純資産総額に対する各通貨毎の評価額小計の割合であります。

（注2）有価証券の合計額に対する比率は、邦貨建有価証券評価額及び外貨建有価証券の邦貨換算評価額の合計に対する各通貨毎の評価額小計の割合であります。

## （3）株式以外の有価証券（親投資信託受益証券）

| 種類        | 銘柄             | 券面総額（口）    | 評価額（円）     | 備考 |
|-----------|----------------|------------|------------|----|
| 親投資信託受益証券 | 国内短期公社債マザーファンド | 20,387,796 | 20,471,385 |    |
| 合         | 計              | 20,387,796 | 20,471,385 |    |

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

## （参考情報）

当ファンドは、「TATA・インディアン・インフラストラクチャー・ファンド・ジャパンファンド」投資証券及び「国内短期公社債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、すべて「TATA・インディアン・インフラストラクチャー・ファンド・ジャパンファンド」の投資証券であり、「親投資信託受益証券」は、すべて「国内短期公社債マザーファンド」の受益証券であります。

各ファンドの状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## 「TATA・インディアン・インフラストラクチャー・ファンド・ジャパンファンド」の状況

「TATA・インディアン・インフラストラクチャー・ファンド・ジャパンファンド」は、モーリシャスで設立された米ドル建外国投資法人であります。同ファンドの財務書類は、国際財務報告基準に従い作成されており、独立監査人の監査を受けております。

同ファンドの連結損益計算書、連結貸借対照表、連結資本変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務書類に対する注記は、同ファンドの投資顧問会社である「TATA アセット マネジメント（モーリシャス）プライベート リミテッド」から入手した平成21年3月31日現在の財務書類の原文の一部を翻訳・抜粋したものであります。

## （1）連結損益計算書

2009年3月31日終了年度

|                                 | 注記 | 2009年3月31日終了年度         |                      | 2008年3月31日<br>終了期間   |
|---------------------------------|----|------------------------|----------------------|----------------------|
|                                 |    | 当グループ<br>米ドル<br>2009年度 | 当法人<br>米ドル<br>2009年度 | 当法人<br>米ドル<br>2008年度 |
| 収益                              |    |                        |                      |                      |
| 受取銀行利息                          |    | 490,728                | 1,972                | -                    |
| 受取配当金                           |    | 144,186                | -                    | -                    |
|                                 |    | <u>634,914</u>         | <u>1,972</u>         | -                    |
| 費用                              |    |                        |                      |                      |
| 投資顧問報酬                          |    | 137,650                | 137,650              | -                    |
| 銀行手数料                           |    | 1,250                  | 1,250                | -                    |
|                                 |    | <u>138,900</u>         | <u>138,900</u>       | -                    |
| 営業による利益 / (損失)                  |    | 496,014                | (136,928)            | -                    |
| 純損益を通じて測定される金融資産<br>の公正価値の変動    |    | (5,616,893)            | -                    | -                    |
| 為替差額                            |    | (35,129)               | -                    | -                    |
| 投資処分損                           |    | (10,177,748)           | (8,267,169)          | -                    |
| スキーム間投資売却損                      |    | (143,141)              | -                    | -                    |
| 税引前当期損失                         |    | <u>(15,476,897)</u>    | <u>(8,404,097)</u>   | -                    |
| 税金                              | 4  | -                      | -                    | -                    |
| 参加型投資証券の保有者に帰属する<br>純資産の営業による減少 |    | <u>(15,476,897)</u>    | <u>(8,404,097)</u>   | -                    |

12ページから24ページ（原文のページ）の会計方針および24ページから38ページ（原文のページ）の注記は、当連結財務書類の不可分の一部である。

## （2）連結貸借対照表

2009年3月31日現在

|                           | 注記 | 当グループ<br>米ドル<br>2009年度 | 当法人<br>米ドル<br>2009年度 | 当法人<br>米ドル<br>2008年度 |
|---------------------------|----|------------------------|----------------------|----------------------|
| 資産                        |    |                        |                      |                      |
| 非流動資産                     |    |                        |                      |                      |
| 子会社に対する投資                 | 5  | -                      | 22,509,549           | -                    |
| 純損益を通じて公正価値で測定さ<br>れる金融資産 | 5  | 20,951,125             | -                    | -                    |
| 指数先物当初証拠金                 | 5  | 1,890,387              | -                    | -                    |
| 非流動資産合計                   |    | <u>22,841,512</u>      | <u>22,509,549</u>    | -                    |
| 流動資産                      |    |                        |                      |                      |
| 受取債権                      | 6  | 559,739                | 1,015,100            | 100                  |
| 現金および現金同等物                |    | 751,978                | 599,732              | -                    |
| 流動資産合計                    |    | <u>1,311,717</u>       | <u>1,614,832</u>     | 100                  |
| 資産合計                      |    | <u>24,153,229</u>      | <u>24,124,381</u>    | 100                  |

|                     |   |            |            |     |
|---------------------|---|------------|------------|-----|
| 資本                  |   |            |            |     |
| 経営出資証券              | 7 | 100        | 100        | 100 |
|                     |   | 100        | 100        | 100 |
| 流動負債                |   |            |            |     |
| 参加型投資証券の保有者に帰属する純資産 |   | 22,611,864 | 22,612,621 | -   |
| 未決済の先物契約に係る未払変動証拠金  | 8 | 21,315     | -          | -   |
| その他の支払債務            | 8 | 1,519,950  | 1,511,660  | -   |
|                     |   | 24,153,129 | 24,124,281 | -   |
| 資本および負債合計           |   | 24,153,229 | 24,124,381 | 100 |

12ページから24ページ（原文のページ）の会計方針および24ページから38ページ（原文のページ）の注記は、当連結財務書類の不可分の一部である。

### （３）連結資本変動計算書

2009年３月31日終了年度

当グループ

|                                         | 参加型<br>投資証券<br>米ドル | 累積損失<br>米ドル  | 換算差損<br>米ドル | 合計<br>米ドル    |
|-----------------------------------------|--------------------|--------------|-------------|--------------|
| 参加型投資証券の発行                              | 46,000,000         | -            | -           | 46,000,000   |
| 当期損失                                    | -                  | (15,476,897) | -           | (15,476,897) |
| 換算差損                                    | -                  | -            | (7,911,239) | (7,911,239)  |
| 2009年３月31日現在<br>参加型投資証券の保有者<br>に帰属する純資産 | 46,000,000         | (15,476,897) | (7,911,239) | 22,611,864   |

当法人

|                                 | 参加型<br>投資証券<br>米ドル | 累積損失<br>米ドル | 再評価損失<br>米ドル | 合計<br>米ドル    |
|---------------------------------|--------------------|-------------|--------------|--------------|
| 2008年３月31日現在参加型投資証券の保有者に帰属する純資産 | -                  | -           | -            | -            |
| 2008年４月１日現在参加型投資証券の保有者に帰属する純資産  | -                  | -           | -            | -            |
| 参加型投資証券の発行                      | 46,000,000         | -           | -            | 46,000,000   |
| 再評価損失                           | -                  | -           | (14,983,282) | (14,983,282) |
| 当期損失                            | -                  | (8,404,097) | -            | (8,404,097)  |
| 2009年３月31日現在参加型投資証券の保有者に帰属する純資産 | 46,000,000         | (8,404,097) | (14,983,282) | 22,612,621   |

12ページから24ページ（原文のページ）の会計方針および24ページから38ページ（原文のページ）の注記は、当連結財務書類の不可分の一部である。

## (4) 連結キャッシュ・フロー計算書

2009年3月31日終了年度

|                    | 2009年3月31日終了年度<br>当グループ<br>米ドル<br>2009年度 | 2008年3月31日<br>終了期間<br>当法人<br>米ドル<br>2008年度 |
|--------------------|------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー   |                                          |                                            |
| 当期純損失              | (15,476,897)                             | (8,404,097)                                |
| 調整項目：              |                                          |                                            |
| 受取利息               | (490,728)                                | (1,972)                                    |
| 受取配当金              | (144,186)                                | -                                          |
| 投資処分損              | 10,177,748                               | 8,267,169                                  |
| スキーム間投資売却損         | 143,141                                  | -                                          |
| 金融資産の公正価値の変動       | 5,616,893                                | -                                          |
|                    | (174,029)                                | (138,900)                                  |
| 運転資本の変動            |                                          |                                            |
| 前払金および受取債権の増加      | (559,639)                                | (1,015,000)                                |
| 未払費用およびその他の支払債務の増加 | 1,541,265                                | 1,511,660                                  |
| 営業活動により生じたキャッシュ    | 807,597                                  | 357,760                                    |
| 利息の受取額             | 490,728                                  | 1,972                                      |
| 営業活動による純キャッシュ      | 1,298,325                                | 359,732                                    |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー   |                                          |                                            |
| 投資の取得による支出         | (62,863,939)                             | (57,400,000)                               |
| 投資の処分による収入         | 16,099,274                               | 11,640,000                                 |
| 配当金の受取額            | 144,186                                  | -                                          |
| 投資活動による純キャッシュ      | (46,620,479)                             | (45,760,000)                               |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー   |                                          |                                            |
| 投資証券の発行による収入       | 57,500,000                               | 57,500,000                                 |
| 投資証券の償還による支出       | (11,500,000)                             | (11,500,000)                               |
| 財務活動による純キャッシュ      | 46,000,000                               | 46,000,000                                 |
| 現金および現金同等物の純増加     | 677,846                                  | 599,732                                    |
| 現金および現金同等物期首残高     | -                                        | -                                          |
| 換算差額               | 74,132                                   | -                                          |
| 現金および現金同等物期末残高     | 751,978                                  | 599,732                                    |

12ページから24ページ（訳者注：原文のページ）の会計方針および24ページから38ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当連結財務書類の不可分の一部である。

## (5) 連結財務書類に対する注記

2009年3月31日終了年度

## 1 一般的事項

TATA・インディアン・インフラストラクチャー・ファンド（以下「当法人」という。）は、2007年12月6日にモーリシャスにおいて設立されたオープン・エンド型の有限責任の公開企業であり、金融サービス委員会によって発行されたカテゴリー1のグローバル・ビジネス・ライセンスを保有している。当法人はまた、2005年証券法および2008年証券（集団投資スキームおよびクローズド・エンド型ファンド）規則により集団投資スキーム（CIS）として登録されている。

当財務書類は、T A T A ・ インディアン ・ インフラストラクチャー ・ ファンド（当法人）およびその子会社で、T A T A ・ ミューチュアル ・ ファンドによって設立された、T A T A ・ オフショア ・ インディア ・ インフラストラクチャー ・ スキーム（T O I I S）（以下「当サブ・ファンド」という。）の2009年3月31日終了年度における業績を表示している。当法人および当サブ・ファンドを併せて当グループという。

当グループの主要な投資目的は、インドの有価証券に投資するための多様な調査に基づくアプローチを通じて、資本の長期的な成長を達成することである。当法人は、その資産の90%超を当サブ・ファンドに投資している。

当法人の財務書類は、米ドル（USD）で表示されている。当法人の事業またはその他の活動は、モーリシャス・ルピー以外の通貨で行われている。当法人の機能通貨は、当法人が営業を行う主要な経済環境の通貨である、米ドルである。

## 2 重要な会計方針

### 作成基準

添付の財務書類は、国際財務報告基準（以下「I F R S」という。）に準拠して作成されている。当財務書類は、取得原価主義に基づき作成されているが、有価証券の再評価により修正される。

I F R S に準拠した財務書類の作成には、会計上の見積りの使用が要求されている。I F R S はまた、当グループの会計方針の適用過程において経営者に判断を行うことを要求している。高度な判断もしくは複雑性を伴う分野、または仮定および見積りが当財務書類上重要な分野は、注記3において開示されている。

### 新たな基準、解釈指針および公表済基準の改訂

当法人は、当年度中に以下の新たなおよび改訂されたI F R S およびI F R I C 解釈指針を適用した。これらの改訂された基準および解釈指針の適用は、当法人の財務成績および財政状態に影響を及ぼしていない。

- I F R I C 第11号「I F R S 第2号 - グループおよび自己株式取引」
- I F R I C 第12号 - 「サービス譲与契約」
- I F R I C 第14号「I A S 第19号 - 給付建資産の上限、最低積立要件およびそれらの相互関係」

#### I F R I C 第11号「I F R S 第2号 - グループおよび自己株式取引」

2007年3月1日に発効したこの解釈指針は、当法人に適用されない。これは、当法人が、従業員への債務を当法人の持分商品に対する権利の付与を通じて決済しておらず、また、グループ法人との株式に基づく支払契約を有していないためである。

#### I F R I C 第12号「サービス譲与契約」

2008年1月1日に発効したこの解釈指針は、公的機関から民間へのサービス譲与契約に係る営業者による会計の指針を提供している。しかし、この解釈指針は当法人に適用されない。

#### I F R I C 第14号「I A S 第19号 - 給付建資産の上限、最低積立要件およびそれらの相互関係」

2008年1月1日に発効したこの解釈指針は、すべての退職後確定給付およびその他の長期従業員確定給付に適用される。しかし、この解釈指針は当法人に適用されない。

### 未適用の新たな基準および解釈指針

当財務書類の承認日現在、以下の基準および解釈指針が公表済であるが未発効であった。

- I A S 第 1 号 「財務書類の表示」 - 包括利益計算書の要求を含む全面改訂（2009年 1 月 1 日以降開始年度から適用される。）
- I A S 第 1 号「財務書類の表示」 - プット可能な商品および清算時に生じる債務の開示に関連する改訂（2009年 1 月 1 日以降開始年度から適用される。）
- I A S 第 1 号 「財務書類の表示」 - 2008年 5 月のIFRS年次改善による改訂（2009年 1 月 1 日以降開始年度から適用される。）
- I A S 第16号 「有形固定資産」 - 2008年 5 月のIFRS年次改善による改訂（2009年 1 月 1 日以降開始年度から適用される。）
- I A S 第19号「従業員給付」 - 2008年 5 月のIFRS年次改善による改訂（2009年 1 月 1 日以降開始年度から適用される。）
- I A S 第20号 「国庫補助金」 - 2008年 5 月のIFRS年次改善による改訂（2009年 1 月 1 日以降開始年度から適用される。）
- I A S 第23号「借入費用」 - 即時費用処理を禁止する全面改訂（2009年 1 月 1 日以降開始年度から適用される。）
- I A S 第23号「借入費用」 - 2008年 5 月のIFRS年次改善による改訂（2009年 1 月 1 日以降開始年度から適用される。）
- I A S 第27号「連結および個別財務書類」 - I F R S 第 3 号の改訂の結果として生じた改訂（2009年 7 月 1 日以降開始年度から適用される。）
- I A S 第27号「連結および個別財務書類」 - 初度適用時の投資原価に関連する改訂（2009年 1 月 1 日以降開始年度から適用される。）
- I A S 第27号 「連結および個別財務書類」 - 2008年 5 月のIFRS年次改善による改訂（2009年 1 月 1 日以降開始年度から適用される。）
- I A S 第28号 「関連会社に対する投資」 - I F R S 第 3 号の改訂の結果として生じた改訂（2009年 7 月 1 日以降開始年度から適用される。）
- I A S 第28号「関連会社に対する投資」 - 2008年 5 月のIFRS年次改善による改訂（2009年 1 月 1 日以降開始年度から適用される。）
- I A S 第29号「超インフレ経済下における財務報告」 - 2008年 5 月のIFRS年次改善による改訂（2009年 1 月 1 日以降開始年度から適用される。）
- I A S 第31号 「ジョイント・ベンチャーに対する持分」 - I F R S 第 3 号の改訂の結果として生じた改訂（2009年 7 月 1 日以降開始年度から適用される。）
- I A S 第31号 「ジョイント・ベンチャーに対する持分」 - 2008年 5 月のIFRS年次改善による改訂（2009年 1 月 1 日以降開始年度から適用される。）
- I A S 第32号 「金融商品：表示」 - プット可能な商品および清算時に生じる債務に関連する改訂（2009年 1 月 1 日以降開始年度から適用される。）
- I A S 第36号 「資産の減損」 - 2008年 5 月のIFRS年次改善による改訂（2009年 1 月 1 日以降開始年度から適用される。）
- I A S 第38号「無形資産」 - 2008年 5 月のIFRS年次改善による改訂（2009年 1 月 1 日以降開始年度から適用される。）
- I A S 第39号「金融商品：認識および測定」 - 2008年 5 月のIFRS年次改善による改訂（2009年 1 月 1 日以降開始年度から適用される。）
- I A S 第39号 「金融商品：認識および測定」 - 適格ヘッジ対象に関する改訂（2009年 7 月 1 日以降開始年度から適用される。）

- I A S 第40号 「投資不動産」 - 2008年5月のIFRS年次改善による改訂（2009年1月1日以降開始年度から適用される。）
- I A S 第41号「農業」 - 2008年5月のIFRS年次改善による改訂（2009年1月1日以降開始年度から適用される。）
- I F R S 第1号「国際財務報告基準の初度適用」 - 初度適用時の投資原価に関連する改訂（2009年1月1日以降開始年度から適用される。）
- I F R S 第2号「株式に基づく支払報酬」 - 権利確定条件および取消しに関連する改訂（2009年1月1日以降開始年度から適用される。）
- I F R S 第3号「企業結合」 - 取得法の適用に関する全面改訂（2009年7月1日以降開始年度から適用される。）
- I F R S 第5号「売却目的で保有する非流動資産および非継続事業」 - 2008年5月のIFRS年次改善による改訂（2009年7月1日以降開始年度から適用される。）
- I F R S 第8号「事業セグメント」（2009年1月1日以降開始年度から適用される。）
- I F R I C 第12号「サービス譲与契約」（2008年1月1日以降開始年度から適用される。）
- I F R I C 第13号「カスタマー・ロイヤリティ・プログラム」（2008年7月1日以降開始年度から適用される。）
- I F R I C 第14号「I A S 第19号 - 給付建資産の上限、最低積立要件およびそれらの相互関係」（2008年1月1日以降開始年度から適用される。）
- I F R I C 第15号「不動産の建設契約」（2009年1月1日以降開始年度から適用される。）
- I F R I C 第16号「在外営業活動体に対する純投資のヘッジ」（2008年10月1日以降開始年度から適用される。）
- I F R I C 第17号「所有者に対する非現金資産の分配」（2009年7月1日以降開始年度から適用される。）

取締役は、将来の期間におけるこれらの基準および解釈指針の適用は、当グループおよび当法人の財務書類に重要な影響を及ぼさないと見込んでいる。

## 連結基準

当連結財務書類には、当法人およびその子会社である当サブ・ファンドの財務書類が含まれている。

子会社とは、当法人が財務および営業方針を支配する力を有する事業体（特別目的事業体を含む。）であり、通常、議決権の過半数の保有を伴う。現在行使可能な、または現在転換可能な潜在的議決権の存在および影響は、当法人が他の事業体を支配しているかどうかを評価する際に考慮される。

パーチェス法による会計は、子会社の取得の会計処理に用いられる。取得原価は、引き渡された資産、発行された持分商品または発生もしくは引受負債の交換日現在の公正価値に、当該取得に直接帰属する費用を加えた額として測定される。企業結合において識別可能な取得資産および引受負債は、少数株主持分の程度にかかわらず、取得日の公正価値で当初測定される。取得原価が取得子会社の純資産の公正価値を超過する金額は、のれんとして計上される。

子会社は、当法人に支配が移転した日から支配が終了する日まで連結される。当連結財務書類の作成において、グループ企業間の内部取引、残高および取引に係る未実現利益は消去される。また、未実現損失は、原価が回収不能の場合を除き消去される。子会社の財務書類は、当グループの会計方針との整合性を確保するため、必要に応じて修正される。

## サブ・ファンドに対する投資

当サブ・ファンドに対する投資は公正価値で表示される。投資の帳簿価額が回収可能価額を超える場合、帳簿価額は直ちに回収可能価額まで減額され、当該差額は連結損益計算書に借方計上される。投資の処分時に、正味処分

収入額と帳簿価額との差額は、連結損益計算書に借方計上または貸方計上される。

## ポートフォリオの評価

a) 証券取引所で取引される有価証券はすべて、直近の取引価格に基づき評価される。確認可能な市場価値がある上場有価証券は通常、当該有価証券が該当評価日に取引される市場で取引された直近の公表価格で評価される。確認可能な市場価値がない非上場有価証券は、公正価値で評価される。取締役は、その他の評価方法がより公正価値を反映すると考えた場合、かかる評価方法の使用を認めることができる。非転換社債等の債券投資は、償却原価または公正価値で評価される。

b) 当法人は、投資を売却可能金融資産として分類している。この分類は、投資を取得した目的に左右される。経営者は、当初認識時にその投資の分類を決定し、報告日毎にこの指定を再評価している。

売却可能金融資産は、非デリバティブであり、経営者が貸借対照表日から12ヶ月以内に投資を売却することを目的としている場合を除き、非流動資産とみなされる。

売却可能投資は公正価値で評価され、その結果生じる一時的な未実現利益／損失（存在する場合、決算日レートでの再換算による未実現為替差益／差損を含む。）は、基礎となる投資が売却または永久に直接減額される（その時、実現利益／損失合計額が連結損益計算書に含まれる。）まで、資本の部の構成要素として「再評価準備金」の科目で報告される。

売却可能として分類された持分証券の場合、当該証券が減損しているかどうかを決定する際に、当該証券の公正価値が原価を下回る著しい下落または長期にわたる下落が考慮される。売却可能金融資産にかかる証拠が存在する場合、取得原価と現在の公正価値との差額として測定される累積損失（すでに純損益に認識された当該金融資産に係る減損損失控除後）は、資本の部から除かれ、連結損益計算書に認識される。損益計算書に認識された持分商品に係る減損損失は、連結損益計算書を通じて戻し入れされない。

投資の評価は、売却またはその他の負の投資による最終的な回収金額を必ずしも表していない。

子会社は、投資を純損益を通じて公正価値で測定されるものとして指定している。

## 純損益を通じて公正価値で測定されるものとして指定される金融資産

### a. 分類

当初、純損益を通じて公正価値で測定されるものとして指定される金融資産はすべて、当ファンドの文書化された投資戦略に従って、管理され、それらの実績が公正価値に基づいて評価される。当ファンドは、投資顧問会社がこれらの公正価値に基づく金融資産に関する情報およびその他の関連する財務情報を評価することを方針としている。

### b. 認識／認識中止

通常の方法による投資の購入および売却は、取引日（当ファンドが投資の購入または売却を約定した日）に認識される。投資からのキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅したか、または、当ファンドが所有に係るリスクおよび経済価値を実質的にすべて移転した時点で、投資は認識中止される

該当がある場合、新株引受権は、正式な株式割当まで投資として発行価格で会計処理される。

報奨金受給権利は、権利落ち日に認識される。

### c. 測定および評価

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産は、当初、公正価値で認識される。当初認識後、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産はすべて公正価値で測定される。金融資産の異なる区分の公正価値は、関連する規制指針に従って決定される。

#### i. 取引相場がある有価証券（変動利付債務証券以外）

取引相場がある有価証券は、当該証券が取引される主要な証券取引所の期末の市場終値で評価される（存在する場合、区分処理される経過利息を除く。）。

債務証券（政府証券以外）について評価日の相場価格がない場合、評価目的上、評価日の15日前以内に入手可能な直近の相場価格が使用される。

持分商品について評価日の相場価格がない場合、評価目的上、評価日の30日前以内に入手可能な直近の相場価格が使用される。

#### ii. 取引が少ない有価証券（変動利付債務証券以外）

取引が少ない株式／株式関連証券は、1ヶ月間の取引高が500,000インド・ルピー未満かつ取引量合計が50,000株未満である有価証券である。これらは、インド証券取引委員会（以下「SEBI」という。）によって規定された評価原則に基づき評価される。債務証券（政府証券以外）は、評価日に主要な証券取引所またはその他の証券取引所において取引単位（現在5百万インド・ルピー）での証券の個別取引がない場合には、取引が少ないとみなされる。これらは同様に、SEBIによって規定された評価原則に基づき評価される。

#### iii. 取引相場がない有価証券：

- a. 満期まで182日超の取引相場がない債務証券／取引が少ない債務証券／資産担保证券（変動利付債務証券以外）は、TATA アセット マネジメント リミテッド（以下「TAML」という。）により最終利回りに基づき誠実に評価される。

2009年3月31日現在、取引相場がない債務証券は、TAMLにより「投資適格」および「投資適格未満」として分類されている。TAMLにより「投資適格」債務証券に適用された価値は、インド信用格付情報サービス社（CRISIL）により決定された利回り評価に基づいている。TAMLの意見では、これらの利回りは公正かつ合理的な価値を確定しており、また当該評価基準はTATA トラストィ カンパニー プライベート リミテッドにより承認されている。

これらの有価証券は同様に、SEBIによって規定された評価原則に基づき評価される。

満期までの残存期間が182日以下の取引相場がない債務証券は、償却原価法に基づき評価される（取得原価に、開始日までの経過利息および当該商品の満期までの残存期間にわたり均等に配分された償還価額（利息を含む。）と取得原価との差額を加算）。

この評価基準はSEBIの指針に従っている。

- b. 金利見直し日／満期日まで182日以下である取引相場がない／取引が少ない変動利付の債務証券：

満期／次回の見直し日までの残存期間が182日以下の取引相場がない／取引が少ない変動利付債務証券は、市場において他の標準的な評価基準がない場合、償却原価法（取得原価に、開始日までの経過利息および当該商品の満期／金利見直しまでの残存期間にわたり均等に配分された償還価額と取得原価との差額を加算）に基づき評価される。

- c. プット／コール・オプション付変動利付債務証券

プット／コール・オプション付変動利付債務証券は、SEBIによるその他の指針がない場合、最終満期日の代わりに次回の金利見直し日を考慮に入れて、上記の評価指針の条項により評価するものとする。

#### iv. マネー・マーケット証券

取引相場がないマネー・マーケット商品は、償却原価法（取得原価に、開始日までの経過利息および当該商品の満期までの残存期間にわたり均等に償却された差額を加算）に基づき評価される。

取引相場があるマネー・マーケット商品の場合、満期日に証券の価額が額面価額と一致するように、価格と取得原価との差額に経過利息を加算した金額が取引日に未実現損益として計上され、その翌日から未実現損益は満期までの残存期間にわたり償却される。

#### v. 貸付金および受取債権

これらは、担保付貸借スキームに基づくクリアリング・コーポレーション・オブ・インディア・リミテッドに対する短期貸付金を表し、公正価値に相当する取得原価に基づき評価される。

#### vi. ミューチュアル・ファンド受益証券

ミューチュアル・ファンドにおいて保有される受益証券は、ミューチュアル・ファンドによって公表された期末決算時の純資産額で評価される。

#### vii. デリバティブ

取引相場があるデリバティブは、当該証券が取引される主要な証券取引所の期末決算時の市場価格で評価される。当該デリバティブについて評価日における取引価格がない場合、評価目的上、評価日の30日前以内に入手可能な直近の取引価格が、継続的に使用される。

取引相場がないデリバティブは、S E B Iにより規定された評価原則に基づき、T A T A アセットマネジメント リミテッドにより誠実に評価される。

「純損益を通じて公正価値で測定される金融資産」区分の公正価値の変動により生じる損益は、発生した期間の損益計算書に表示される。

#### 外貨換算

外貨建取引は、取引日現在の実勢為替レートを用いて機能通貨に換算される。当該取引の決済、および外貨建の貨幣性資産および負債の期末為替レートでの換算により生じた為替差損益は、損益計算書に認識される。非貨幣性金融資産および負債に係る換算差額は、公正価値による損益の一部として報告される。

為替差額は、損益計算書において会計処理される。

当法人の帳簿および記録は、米ドル（USD）で維持される。当サブ・ファンドの帳簿および記録（投資明細表を含む。）は、インド・ルピー（INR）で維持される。

#### 取引および残高

貨幣性項目（売却可能金融資産として分類される株式等）に係る換算差額は、有価証券の償却原価の変動により生じる換算差額と有価証券の帳簿価額のその他の変動との間で分析される。換算差額は損益計算書に認識され、帳簿価額のその他の変動は資本の部に認識される。売却可能として分類される貨幣性有価証券および売却可能として分類される非貨幣性有価証券の公正価値の変動は、資本の部に認識される。

2009年3月31日現在、当グループにより使用された為替レートは、1米ドル=50.95インド・ルピーであった。

#### 有価証券取引および投資収益

投資の購入および売却は、取引日（当法人が資産の購入または売却を約定した日）に認識される。投資は当初、公正価値に取引費用を加算して認識される。投資からのキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅したか、または譲渡され、当法人が所有に係るリスクおよび経済価値を実質的に移転した時点で、投資は認識中止される。売却可能金融資産は、その後公正価値で計上される。

受取配当金およびその他の分配金は、配当権利落日（以下「権利落日」という。）に計上されるが、一定のインドの有価証券については、当グループが権利落日後に当該配当金を認識した時点で直ちに計上される。

受取利息は、発生主義に基づき計上される。受取利息は、源泉徴収税込みの総額で計上される。

割引発行された投資の場合、償還価額に対する割引額は、満期までの期間にわたり均等に償却され、受取利息として認識される。

## 法人所得税および繰延税金

当期の未払法人所得税は、現行の法律に準拠して計上されている。

繰延税金は、資産および負債の税務上の価額と財務報告目的上のそれらの帳簿価額との間に生じるすべての一時差異について、資産負債法を用いて計上される。繰延税金を確定するために現在成立済の税率が使用される。未使用の税務上の繰越欠損金に関連する繰延税金資産は、将来の課税所得が十分に稼得でき、繰延欠損金を補填できる可能性が高い範囲で認識される。

## 現金および現金同等物

当グループは、当初の満期が3ヶ月以内の流動性の高い投資をすべて現金同等物とみなしている。

## 公正価値の見積り

活発な市場で取引される金融商品（売買有価証券等）の公正価値は、貸借対照表日現在の取引相場価格に基づいている。当グループが保有する金融資産に使用される取引相場価格は、当該市場で取引された直近の公表価格である。

## 受取債権

受取債権は、活発な市場で値付けされておらず、支払額が固定または確定可能な、非デリバティブ金融資産である。受取債権は、当グループが有価証券またはサービスを直接ブローカーに売却した場合に発生する。

受取債権は、当初の公正価値に、取得または組成に直接帰属する取引費用を加算して認識される。受取債権は、その後実効金利法を用いて償却原価（減損引当金控除後）で測定される。

## 支払債務

支払債務は、当初は公正価値で認識され、その後償却原価で表示される。現金受取額と未払額との差額は、実効金利法を用いて当該支払債務の期間にわたり認識される。

## ブローカーに対する債権 / 債務

ブローカーに対する債権 / 債務の金額は、契約済であるが当期末までに受渡しされていない購入有価証券に関する債務および売却有価証券に関する債権を表している。

## その他の負債および費用に対する引当金

当グループが過去の事象に起因する法的または推定的な債務を有しており、当該債務を決済するために資金の流出が必要となる可能性が高く、かつその金額を信頼性をもって見積ることができる場合に引当金が認識される。

## 表示資本

当法人の表示資本は、経営出資証券、業績投資証券および参加型投資証券から構成される。

## 経営出資証券

経営出資証券は、償還不能である。

## 業績投資証券

業績投資証券は、償還可能であり、議決権、配当権および分配権を有し、また清算時には当該クラスの残余資産の

返還を受ける。貸借対照表日現在、業績投資証券は発行されていなかった。

## 参加型投資証券

これらの投資証券に係る分配金は、金融費用として損益計算書に認識される。参加型投資証券は、当法人の純資産額の比例持分に相当する現金と引き換えにいつでも当法人に返還可能である。参加型投資証券は、投資証券の保有者が当該投資証券を当法人に返還する権利を行使した場合、貸借対照表日現在支払われるべき償還金額で計上される。

## 純資産額

参加型投資証券の各クラスの純資産額は、貸借対照表における参加型投資証券の特定のクラスに帰属する純資産（経営出資証券の額面価額控除後）を当該クラスの発行済・流通済参加型投資証券の口数で割ることによって計算され、切り捨てにより小数第2位までの概数にする。

## 関連当事者

関連当事者は、直接的または間接的にその他の当事者を支配するか、または、財務および営業の決定の際にその他の当事者に重要な影響力を行使する能力を有する個人および法人をいう。

## 金融商品

貸借対照表に計上される金融商品には、投資、受取債権、現金および現金同等物、ならびにその他の支払債務が含まれる。適用された特定の認識方法は、各項目に関連する個別の方針の記載に開示されている。当グループおよび当法人が当事者である金融商品に関する開示は、注記9に示されている。

## 3 見積りの不確実性に係る会計上の判断および重要な源泉

当グループの会計方針（注記2に記載）を適用する過程において、取締役は、財務書類に認識される金額に最も影響を及ぼす以下の判断を下した。

### 機能通貨の決定

当法人の機能通貨の決定は、取引の記録および発生する為替差額が選択された機能通貨に左右されるため、重大である。注記2に記載されているとおり、取締役はこれらの要因を検討し、当法人の機能通貨を米ドルに決定している。

## 4 課税

### インド

当法人は、モーリシャスとインドとの間で締結された二重課税防止条約に基づく、当法人に一定の税額控除の権利を与えるモーリシャス当局からの証明書を受け取っている。税務上の居住者証明書は、何らかの事業が観察される場合に限り、毎年更新可能である。

当該条約に基づき、税務上モーリシャスの居住者であるがインドに支店または恒久的施設を有していない企業は、受益証券および有価証券の売却についてインドにおけるキャピタル・ゲイン課税の対象とならないが、インドの有価証券に係る受取利息についてインドにおける20%の源泉徴収税の対象となる。分配される配当金は、投資証券の保有者側では免税されている。しかし、分配を行う企業は、分配される配当金の15%（12.5%に課徴金10%および教育目的税2%を加算）に相当する配当分配税の支払義務がある。

当サブ・ファンドが1961年インド所得税法の第10条（23D）に基づく公認ミューチュアル・ファンドとして適格であるため、当サブ・ファンドが得た純投資収益および利益については、インドの税金が免除される。

当グループは、当サブ・ファンドによる有価証券取引および当法人による当サブ・ファンドの受益証券取引に関して有価証券取引税（以下「S T T」という。）を支払う義務がある。すなわち、

- 株式 / 受益証券の現物受渡しまたは振替により決済される、インドの公認証券取引所における企業の株式または株式重視型ファンドの受益証券の購入に関して0.125%
- 株式 / 受益証券の現物受渡しまたは振替により決済される、インドの公認証券取引所における企業の株式または株式重視型ファンドの受益証券の売却に関して0.125%
- 売付契約が株式または受益証券の現物受渡しまたは振替以外の方法で決済される場合、インドの公認証券取引所における企業の株式または株式重視型ファンドの受益証券の売却に関して0.025%
- インドの公認証券取引所におけるデリバティブの売却に関して0.017%
- ミューチュアル・ファンドに対する株式重視型ファンドの受益証券の売却に関して0.25%

S T Tは、取引に係る利益がキャピタル・ゲインとしてではなく事業所得として課税されることを条件として、所得税法の規定に従って計算された事業所得税と相殺することが可能である。

## モーリシャス

当法人は、純利益に対して15%の法人所得税を支払う義務がある。しかし、当法人は、実際に課税された外国税額と国外源泉所得に関して支払うべきモーリシャスの税金の80%との高い方と同額の税額控除を受ける権利を有しているため、実効税率は最大3%に軽減される。モーリシャスにおいてキャピタル・ゲイン課税はない。

2009年3月31日現在、当法人は税金負債を有していない。税務上の欠損金138,775米ドル（2008年度：ゼロ米ドル）は繰り越され、2014年までの課税年度に生じる課税所得との相殺に利用できる予定である。

上記は、現行の解釈および実務に基づいており、インドまたはモーリシャスの税法およびインドとモーリシャスとの間の租税条約の将来の変更の影響を受ける可能性がある。

|               | 2009年3月31日終了年度 |             | 2008年3月31日<br>終了期間 |
|---------------|----------------|-------------|--------------------|
|               | 当グループ<br>米ドル   | 当法人<br>米ドル  | 当法人<br>米ドル         |
| 法人所得税（15%）    | -              | -           | -                  |
| 実効税額の調整       |                |             |                    |
| 税引前損失         | (15,476,897)   | (8,404,097) | -                  |
| 税金（15%）       | (2,321,535)    | (1,260,615) | -                  |
| 加算：否認された費用    |                | 1,240,094   | -                  |
| 減算：非課税所得      | (73,609)       | (296)       | -                  |
| 当期末使用の税務上の欠損金 | 2,407,164      | 20,817      |                    |
| 税金費用          | 12,020         | -           | -                  |

## 5 投資

2009年度  
米ドル

## 当グループ

## 当サブ・ファンドが直接保有する投資

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| 株式             | 19,663,964        |
| 社債、債券および資産担保証券 | 992,833           |
| C B L O投資      | 294,328           |
| 期末残高           | <u>20,951,125</u> |

C B L O投資は、担保付貸借スキームに基づくクリアリング・コーポレーション・オブ・インディア・リミテッドに対する短期貸付金を表し、公正価値に相当する取得原価に基づき評価される。

当グループはまた、2009年3月31日現在、当サブ・ファンドの指数先物に係る当初証拠金として1,890,387米ドルを有している。

|                          |                   |
|--------------------------|-------------------|
|                          | 2009年度<br>米ドル     |
| 当法人                      |                   |
| 当サブ・ファンドが保有する受益証券 - 取得原価 | 37,492,831        |
| 公正価値による評価                | (14,983,282)      |
| 期末残高                     | <u>22,509,549</u> |

当法人は、2008年3月31日終了期間において投資を有していなかった。

## 当グループの事業 / 商業セクター別投資分析

|                                             | 公正価値<br>米ドル      | 公正価値合計<br>米ドル | 純資産額に対する<br>投資の比率<br>% |
|---------------------------------------------|------------------|---------------|------------------------|
| 株式                                          |                  |               |                        |
| 銀行                                          |                  |               |                        |
| HDFC Bank Ltd.                              | 1,899,607        |               |                        |
| Bank of Baroda                              | <u>230,177</u>   | 2,129,784     | 9.46                   |
| セメント                                        |                  |               |                        |
| Shree Cement Ltd.                           | 564,508          |               |                        |
| Grasim Industries Ltd.                      | 464,220          |               |                        |
| Century Textiles & Industries Ltd.          | <u>431,600</u>   | 1,460,328     | 6.49                   |
| 建設                                          |                  |               |                        |
| IVRCL Infrastructures & Projects Ltd.       | 524,848          |               |                        |
| Simplex Infrastructures Ltd.                | 443,965          |               |                        |
| Jai Prakash Associates Ltd.                 | <u>330,520</u>   | 1,299,333     | 5.77                   |
| 金融                                          |                  |               |                        |
| Housing Development Finance Corporation Ltd | <u>1,191,003</u> | 1,191,003     | 5.29                   |
| ガス                                          |                  |               |                        |
| Gail (India) Ltd.                           | 1,917,566        |               |                        |
| Gujarat Gas Company Ltd.                    | <u>822,201</u>   | 2,739,767     | 12.17                  |

## 産業用資本財

|                                     |           |           |       |
|-------------------------------------|-----------|-----------|-------|
| ABB Ltd.                            | 838,862   |           |       |
| Bharat Electronics Ltd.             | 433,219   |           |       |
| Crompton Greaves Ltd.               | 386,575   |           |       |
| Elecon Engineering Company Ltd.     | 106,820   | 1,765,476 | 7.84  |
| 非鉄金属                                |           |           |       |
| Sterlite Industries India Ltd       | 663,135   | 663,135   | 2.95  |
| 石油                                  |           |           |       |
| Oil & Natural Gas Corporation Ltd   | 2,142,453 |           |       |
| Aban Offshore Ltd                   | 156,880   | 2,299,333 | 10.22 |
| 石油製品                                |           |           |       |
| Hindustan Petroleum Corporation Ltd | 897,880   |           |       |
| Reliance Industries Ltd.            | 879,510   | 1,777,390 | 7.90  |
| 電力                                  |           |           |       |
| Tata Power Company Ltd.             | 1,126,546 | 1,126,546 | 5.00  |

|                                      | 公正価値<br>米ドル | 公正価値合計<br>米ドル | 純資産額に対する<br>投資の比率<br>% |
|--------------------------------------|-------------|---------------|------------------------|
| 電気通信 - サービス                          |             |               |                        |
| Bharti Airtel Ltd.                   | 2,579,352   | 2,579,352     | 11.46                  |
| 運輸                                   |             |               |                        |
| Container Corporation of India Ltd.  | 632,517     | 632,517       | 2.81                   |
| 株式合計                                 |             | 19,663,964    | 87.36                  |
| 社債、債券および資産担保証券                       |             |               |                        |
| 電力                                   |             |               |                        |
| Power Grid Corporation of India Ltd. | 992,833     | 992,833       | 4.41                   |
| C B L O投資                            |             |               |                        |
| Government of India                  | 294,328     | 294,328       | 1.31                   |
|                                      |             | 20,951,125    | 93.08                  |

## 6 受取債権

|                | 2009年3月31日終了年度         |                      | 2008年3月31日<br>終了期間   |
|----------------|------------------------|----------------------|----------------------|
|                | 当グループ<br>2009年度<br>米ドル | 当法人<br>2009年度<br>米ドル | 当法人<br>2008年度<br>米ドル |
| サブ・ファンドからの受取債権 | -                      | 1,015,000            | -                    |
| 投資顧問会社からの受取債権  | 100                    | 100                  | 100                  |
| その他の受取債権       | 559,639                | -                    | -                    |
|                | 559,739                | 1,015,100            | 100                  |

## 7 表示資本

### 経営出資証券

発行済かつ全額払込済出資証券は、以下のとおりである。

|                | 2009年3月31日終了年度 |               | 2008年3月31日終了期間 |               |
|----------------|----------------|---------------|----------------|---------------|
|                | 出資証券口数         | 経営出資証券<br>米ドル | 出資証券口数         | 経営出資証券<br>米ドル |
| 経営出資証券<br>期末現在 | 100            | 100           | 100            | 100           |

2009年3月31日現在、経営出資証券は、投資顧問会社であるT A T A アセット マネジメント（モーリシャス）プライベート リミテッドによって保有されていた。

経営出資証券は、償還不能であり、議決権はあるが配当権はなく、清算時に分配金100米ドルを受け取る権利がある。

経営出資証券は、1口当たり額面価額1.00米ドルである。

### ジャパン・ファンドおよび当法人の参加型投資証券（R P S）

2009年3月31日現在、発行済、全額払込済かつ流通済投資証券は、以下のとおりである。

|         | 投資証券口数       | R P S<br>米ドル |
|---------|--------------|--------------|
| R P S : |              |              |
| 募集      | 58,634,564   | 57,500,000   |
| 償還      | (20,059,400) | (11,500,000) |
| 期末現在    | 38,575,164   | 46,000,000   |

参加型投資証券は、償還可能な投資証券であり、年次総会および臨時総会の通知を受け取る権利がある。

R P S は、当法人の規約に従って決定される当法人の純資産額に基づいた価格で発行および償還が可能である。

清算の場合、あるクラスの参加型投資証券の保有者および業績投資証券の保有者の間で分配に充てられる資産は、投資証券の保有口数に比例して、当該クラスにおけるその時点での残余資産の中から、各クラスの参加型投資証券の保有者および業績投資証券の保有者に供される。経営出資証券の保有者への支払後の残余資産は、投資証券の保有口数に比例して、参加型投資証券および業績投資証券の保有者に供される。

参加型投資証券は、投資証券保有者または当法人の選択により償還可能な投資証券であり、金融負債として分類されている。

当法人は、償還可能優先投資証券（R P S）の1クラス、すなわちジャパン・ファンドを設定している。

参加型投資証券は、議決権および配当権を有しており、清算時における参加型投資証券の保有口数に比例した各クラスの売却代金に対する権利が保有者に与えられている。

## 8 支払債務

### その他の支払債務

|              | 2009年3月31日終了年度         |                      | 2008年3月31日<br>終了期間   |
|--------------|------------------------|----------------------|----------------------|
|              | 当グループ<br>2009年度<br>米ドル | 当法人<br>2009年度<br>米ドル | 当法人<br>2008年度<br>米ドル |
| 投資顧問会社に対する債務 | 19,550                 | 11,660               | -                    |
| 未払償還金        | 1,500,000              | 1,500,000            | -                    |
|              | <u>1,519,950</u>       | <u>1,511,660</u>     | -                    |

#### 未決済の先物契約に係る未払変動証拠金

|                    | 当グループ<br>2009年度<br>米ドル | 当法人<br>2009年度<br>米ドル |
|--------------------|------------------------|----------------------|
| 未決済の先物契約に係る未払変動証拠金 | <u>21,315</u>          | <u>-</u>             |

当スキームは、国立証券取引所に当初証拠金を預託する、株式指数先物契約の取引を行っている。当スキームは、「指数先物当初証拠金」として表示される上記の証拠金に対して、市場価格の変動に基づく差額を調整している。2009年3月31日現在、未決済約定の口座の未払金額は、未決済の先物契約に係る未払変動証拠金として表示されており、21,315米ドル（2008年度 - ゼロ）である。

当法人は、2008年3月31日終了期間において支払債務を有していなかった。

## 9 金融商品

### 金融商品の価値

投資有価証券は、注記2に記載されているとおり評価されている。当グループのその他の資産および負債には、現金および現金同等物、短期間のうちに回収または決済されるその他の受取債権および支払債務が含まれる。これらのその他の資産および負債の帳簿価額は、その公正価値に近似している。

### 関連リスク

当グループの投資活動は、当グループが投資する金融商品および市場に関連する様々な種類のリスクにさらされている。以下は、主要なリスクの要約である。

### 通貨リスク

当グループのインド・ルピー（INR）建資産および負債は、米ドル／インド・ルピーの為替レートが変動し、当グループの価値に悪影響を及ぼすリスクにさらされている。

### 通貨の概略

当グループの金融資産および負債の通貨の概略は、以下に要約するとおりである。

|         | 金融資産<br>2009年度<br>米ドル | 金融負債<br>2009年度<br>米ドル |
|---------|-----------------------|-----------------------|
| インド・ルピー | 23,553,397            | 29,605                |
| 米ドル     | <u>599,832</u>        | <u>1,511,660</u>      |

|            |           |
|------------|-----------|
| 24,153,229 | 1,541,265 |
|------------|-----------|

当法人の金融資産および負債に係る通貨の概略は、以下に要約するとおりである。

|         | 2009年3月31日終了年度 |             | 2008年3月31日終了期間 |             |
|---------|----------------|-------------|----------------|-------------|
|         | 金融資産<br>米ドル    | 金融負債<br>米ドル | 金融資産<br>米ドル    | 金融負債<br>米ドル |
| インド・ルピー | 22,509,549     | -           | -              | -           |
| 米ドル     | 1,614,832      | 1,511,660   | 100            | -           |
|         | 24,124,381     | 1,511,660   | 100            | -           |

## 公正価値

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産、その他の受取債権、銀行預金、支払債務および参加型投資証券の保有者に帰属する純資産の帳簿価額は、それらの公正価値に近似している。値付けされている市場で取引される純損益を通じて公正価値で測定される金融資産の公正価値として、終値が使用されている。

## 信用リスク

信用リスクは、顧客または金融商品の契約相手方が契約上の債務を履行できない場合の当法人の財務損失リスクであり、主として当法人の投資有価証券の受取債権から生じる。当グループは、インドの上場会社に対する投資を有しており、その他の先進市場での投資に通常伴わない一定の問題およびリスクを伴う。インドにおける将来の経済的および政治的発展は、当グループが投資する有価証券の流動性もしくは価値またはその両方に悪影響を及ぼす可能性がある。

固定利付債券の価値は、把握された信用リスクの水準の変動および実際の債務不履行の事象によって変動する。信用リスクが上昇すればするほど、増加したリスクを埋め合わせるために当グループに要求される利回りもますます上昇する。

当グループのリスク軽減措置には、以下のものが含まれる。

(i) 経験豊富な信用調査チーム

(ii) 信用エクスポージャーはすべて、調査/信用分析部門長の許可を受けなければならない。

(iii) 信用格付けがA A未満（+ / -、または同等）の債務商品に対する投資、および格付けのない債務商品に対する投資を現在禁止する強固な内部統制指針

(iv) 取締役会によるポートフォリオの定期的なレビュー

## 外貨感応度分析

以下の表は、インド・ルピー（INR）に対して米ドル（USD）が10%上昇または下落した場合の当グループおよび当法人の感応度を詳述している。感応度の率として10%が用いられているのは、それが為替レートの合理的に起こりうる変動についての経営者の評価を表しているためである。感応度分析は、未決済の外貨建貨幣性項目のみを含んでおり、為替レートの10%の変動を考慮して期末現在のそれらの換算を調整している。

| 当グループ<br>2009年度 |        | 当法人<br>2009年度 |        |
|-----------------|--------|---------------|--------|
| 米ドル/インド・ルピー     |        | 米ドル/インド・ルピー   |        |
| 10% 上昇          | 10% 下落 | 10% 上昇        | 10% 下落 |

|      | インド・ルピー<br>の影響額 | インド・ルピー<br>の影響額 | インド・ルピー<br>の影響額 | インド・ルピー<br>の影響額 |
|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 損失   | (1,406,991)     | 1,719,655       | (764,009)       | 933,789         |
| 資本の部 | (1,406,991)     | 1,719,655       | (764,009)       | 933,789         |

## 市場価格リスク

市場価格リスクは、個別の投資、発行体に固有の要因、または市場で取引されるすべての商品に影響を及ぼすすべての要因に起因するか否かを問わず、商品の価値が市場価格の変動により変動するリスクである。当法人は、投資を純損益を通じて公正価値で測定される金融資産として分類しているため、株式の価格リスクにさらされている。有価証券に対する投資はすべて、資本の損失リスクを表している。

市場価格リスクは、厳格な銘柄選択および投資過程を通じて投資顧問会社によって軽減される。投資顧問会社は、当法人が保有する金融商品の価格を日々監視し、投資決定過程の一環として設定される株式ポジションの目標価格、マクロ経済的視点、ポジションの規模、デリバティブ、主要なテーマのリスクに対するエクスポージャーおよび全体的な貸借対照表エクスポージャーを定期的にレビューしている。取締役会は、当法人の投資成績をその会議でレビューしている。

2009年3月31日現在、価格リスクにさらされている株式の公正価値は、以下のとおりであった。

|      | 当グループ<br>米ドル | 当法人<br>米ドル |
|------|--------------|------------|
| 金融資産 | 22,841,512   | 22,509,549 |

下表は、参加型投資証券の保有者に帰属する純資産の株価変動（2009年3月31日現在の株価に係る外国為替レートの変動による影響を含む。）に対する感応度を要約したものである。この分析は、価格が10%上昇または10%下落し、その他の変数がすべて一定であるという仮定に基づいている。

|                     | 当グループ        |              | 当法人          |              |
|---------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|                     | 10%上昇<br>米ドル | 10%下落<br>米ドル | 10%上昇<br>米ドル | 10%下落<br>米ドル |
| 損失                  | (2,284,312)  | 2,284,512    | (2,250,955)  | 2,250,955    |
| 参加型投資証券に帰属<br>する純資産 | (2,284,512)  | 2,284,512    | (2,250,955)  | 2,250,955    |

## 流動性リスク

当グループは、十分な現金および市場性のある有価証券を保持し、市場ポジションを決済することにより流動性リスクを管理している。

当グループのリスク軽減措置には以下のものが含まれる。

- (i) 銘柄数およびセクター数の点から分散されたポートフォリオ
- (ii) 単一セクターに対する最大エクスポージャーの内部の限度
- (iii) 単一企業に対する最大エクスポージャーの内部の限度
- (iv) 十分に調査された、投資対象銘柄選定の所定の銘柄母集団
- (v) 投資チームおよびリスク管理チームによる株式に関する流動性ポジションの定期的なモニタリング

(vi)流動性要件を管理するための高品質な債務ポートフォリオ

(vii)政府証券およびマネー・マーケット商品に対する最小エクスポージャーを維持するための内部要件

## 集中リスク

2009年3月31日現在、当グループの純資産の大部分はインドの有価証券により構成されており、その他のより先進的な市場での投資に通常伴わない一定の問題およびリスクを伴う。インドの証券市場は、小規模、流動性の低さおよびボラティリティの高さに加えて、未発達であり、多くの場合、インドの発行体に関する入手可能な公表情報は、より先進的な市場よりも極めて少ない。

## 資本管理の開示

当グループは、資本の増価および収益の双方を通じて中長期にわたって卓越した利益を投資証券保有者にもたらす目的で資本を管理している。

当グループは、私募覚書に定めるとおり、当法人の取締役会による全般的な監督下で当法人の運用を管理する投資顧問会社を任命している。

## 金利リスク

銀行預金の受取利息は、特に金利の変動によって金額が変動する可能性がある。債務商品の金利の変動は、当グループの純資産額に影響を及ぼす可能性がある。商品の価格は通常、金利の下落に伴い上昇し、金利の上昇に伴い下落する。長期証券の価格は、短期証券よりも金利に反応してより大きく変動する。インドの債務証券および政府証券市場は変動性が高く、固定利付債券の価格が上下に変動する原因となり、その結果純資産額が変動する可能性がある。

金利が1%変動した場合の税引前利益および資本の部に対する影響額は、以下のとおりである。

|                     | 当グループ            |                  | 当法人              |                  |
|---------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
|                     | 1 %<br>上昇<br>米ドル | 1 %<br>下落<br>米ドル | 1 %<br>上昇<br>米ドル | 1 %<br>下落<br>米ドル |
| 当グループ<br>米ドル建受取銀行利息 | 7,520            | (7,520)          | 5,997            | (5,997)          |
| 税引前利益および資本の部に対する影響  | 7,520            | (7,520)          | 5,997            | (5,997)          |

当グループのリスク軽減措置は、以下のとおりである。

(i)経験豊富な管理チーム

(ii)当スキームの投資目標に基づく満期および修正デュレーションの内部の上限

(iii)投資顧問会社による積極的なデュレーション管理

## 10 関連当事者との取引

投資顧問会社に対して当法人が支払う投資顧問報酬は、以下のとおりである。

2009年3月31日  
現在

2008年3月31日  
終了期間

|             | 米ドル       | 米ドル |
|-------------|-----------|-----|
| 期首現在        |           |     |
| 当期の投資顧問報酬   | 137,650   | -   |
| 当期中に支払われた金額 | (125,990) | -   |
| 期末現在        | 11,660    | -   |

## 11 契約

### 投資顧問契約

当法人は、T A T A アセット マネジメント（モーリシャス）プライベート リミテッド（以下「投資顧問会社」という。）と投資顧問契約（以下「I M A」という。）を締結しており、契約に従って後者は当法人の投資顧問会社を務めている。

- 投資顧問会社は、当法人の資産および投資業務を管理する（I M A第3条に詳述されている。）。
- 投資顧問会社は、その義務の一部またはすべてを委託する権利を有するが、当該義務の履行および当法人のためにおよび当法人の代理として最終投資決定を行う最終的な責任を保持する。
- 投資顧問会社は、ジャパン・ファンドの日次純資産額の年率0.60%を上限として、また米ドルファンド（まだ活動していない。）の日次純資産額の1.75%を上限として、算定される投資顧問報酬を毎月受け取る権利を有する。
- 投資顧問会社は、重大な過失、不正または故意の違反を除き、(i)判断の誤りまたは法律の錯誤、(ii)投資または当法人のための投資の助言により生じた損失、または(iii)当法人のための投資取引の実行における行為または不作為に対して責任を負わないものとする。
- 別の方法で早期に終了する場合を除き、当事者の一方がもう一方の当事者に60日前までに書面で通知することによって、I M Aを終了することができる。

2009年3月31日現在、T A T A アセット マネジメント（モーリシャス）プライベート リミテッドは、当法人の経営出資証券の100%を保有していた。

### 管理事務代行契約

当法人とインターナショナル ファイナンシャル サービスズ リミテッド（以下「I F S」という。）（以下「管理事務代行会社」という。）との間で管理事務代行契約が締結された。管理事務代行会社は、

- 当法人の一般管理事務を行い、とりわけ、募集、償還および取引の承認の手配、2001年会社法の順守を確保する財務書類の作成、ならびに当法人の法定記録の維持を行っている。また、管理事務代行会社は、取締役会および委員会会議を開催するためセクレタリーとしての役割を務め、取締役会にその義務、責任および権限に関する指針を提供する。
- 必要な場合には、参加型投資証券および業績投資証券の各クラスの日次純資産額を算定し、モーリシャス反マネー・ロンダリング法に従ってデュー・デリジェンスを行う。
- 重大な過失、故意の不履行、不誠実または不正を除き、義務の履行について免責されるものとする。
- 当契約に定められている早期終了を除き、いずれの当事者も30日前までに通知することによって当契約を終了することができる。

管理事務代行契約に基づき、I F S リミテッドは、管理事務代行報酬を毎月3,000米ドルおよびR P Sの1クラスに関する純資産額の算定報酬2,500米ドルを前払いで受け取る権利を有する。いずれの当事者も少なくとも30日前までに通知することによって管理事務代行契約を終了することができる。また、当法人は管理事務代行契約の第13条第3項および第13条第4項に定められているいずれかの状況の発生を条件として、I F Sの任命を終了することができる。

### 現金保管契約

当法人は、モーリシャスのドイチェ バンク（モーリシャス）リミテッドを取引銀行および現金保管機関として任命している。

## 募集および償還

ジャパン・ファンドのR P Sは、2008年8月4日までの当初募集期間に当初募集価格1米ドルで発行された。ジャパン・ファンドの優先投資証券は、評価日に、発行価格に投資顧問会社に対して支払われる投資証券1口当たりの発行価格の4%を上限として当初手数料を加算した金額で募集することができる。その後、ジャパン・ファンドの投資証券の募集は、当該投資証券の純資産額で価格設定される。投資証券の発行時に、発行による収入額は表示資本に貸方計上される。

投資証券の保有者は、取締役会が別途決定する場合を除き、償還請求により口座残高が1,000米ドル未満に減少する場合には当該請求が保有投資証券全額の償還請求として処理されることを条件として、投資証券の全部または一部償還を請求することができる。

## 受益証券購入契約

T A T A・オフショア・インディア・インフラストラクチャー・スキーム（以下「当スキーム」という。）における当法人による受益証券の募集および償還に関連して、第三者の権利および義務を規定する、当法人、T A T A トラストィ カンパニー プライベート リミテッド（以下「受託会社」という。）および投資顧問会社との間の受益証券購入契約（以下「U P A」という。）、ならびにその他の付随事項は、以下のとおりである。

- 受託会社は、当法人による投資を目的としてT A T A・ミューチュアル・ファンドの下にその他のスキームを設定することができる。その他のスキームの条件は、新しいクラスのポートフォリオが直接的または間接的に投資する当スキームとは異なる場合がある。
- 受益証券は、当初募集期間中に受益証券1口当たり10インド・ルピーで発行され、その後は実勢純資産額で発行される。
- 各当事者は、当スキームまたは当法人のためにまたは代理としてU P Aに基づき義務を履行する当事者によりその他の当事者が被ることになる損失、請求、損害賠償または債務について、その他の当事者に補償するものとする。当該当事者によるU P Aに基づく債務または義務の履行または不履行における故意の不履行、不誠実または重大な過失があった場合、または当該当事者が当法人の同意なしに受託会社に対する当スキームに関する訴訟で和解した場合には、この補償は適用されない。
- U P Aは、当スキームの受益証券が発行済かつ流通している限り、引き続き効力を有する。
- U P Aはインドの法律に準拠し、また、ムンバイ裁判所はU P Aによって生じた争いまたは問題を審理する専属管轄権を有する。
- U P Aに定められている当スキームの受益証券の募集および償還手続

## 「国内短期公社債マザーファンド」の状況

### （1）貸借対照表

|         | [平成21年11月 2日現在] |            |
|---------|-----------------|------------|
|         | 金 額（円）          |            |
| 資産の部    |                 |            |
| 流動資産    |                 |            |
| コール・ローン |                 | 477,602    |
| 国債証券    |                 | 19,994,469 |
| 流動資産合計  |                 | 20,472,071 |
| 資産合計    |                 | 20,472,071 |

|             |            |
|-------------|------------|
| 負債の部        |            |
| 流動負債        |            |
| 流動負債合計      | -          |
| 負債合計        | -          |
| 純資産の部       |            |
| 元本等         |            |
| 元本          | 20,387,796 |
| 剰余金         |            |
| 剰余金又は欠損金（ ） | 84,275     |
| 元本等合計       | 20,472,071 |
| 純資産合計       | 20,472,071 |
| 負債純資産合計     | 20,472,071 |

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分             | 自 平成20年 7月31日<br>至 平成21年11月 2日                                                                                                             |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 国債証券<br>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 区 分                                   | [ 平成21年11月 2日現在 ] |
|---------------------------------------|-------------------|
| 1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 | 150,000,000円      |
| 同期中における追加設定元本額                        | - 円               |
| 同期中における一部解約元本額                        | 129,612,204円      |
| 同期末における元本の内訳                          |                   |
| 新光インド・インフラ株式ファンド                      | 20,387,796円       |
| 合 計                                   | 20,387,796円       |
| 2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数  | 20,387,796口       |

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

| 種 類     | [ 平成21年11月 2日現在 ] |                    |
|---------|-------------------|--------------------|
|         | 貸借対照表計上額（円）       | 当期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 国 債 証 券 | 19,994,469        | 1,089              |
| 合 計     | 19,994,469        | 1,089              |

(注) 貸借対照表計上額の金額には、当期間の損益に含まれた評価差額の金額を含んでいます。

なお、「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の状況に関する事項

| 区 分 | 自 平成20年 7月31日<br>至 平成21年11月 2日 |
|-----|--------------------------------|
|     | 該当事項はありません。                    |

## 取引の時価等に関する事項

| 種 類 | [ 平成21年11月 2日現在 ] |
|-----|-------------------|
|     | 該当事項はありません。       |

## （関連当事者との取引に関する注記）

|  | 自 平成20年 7月31日<br>至 平成21年11月 2日 |
|--|--------------------------------|
|  | 該当事項はありません。                    |

## （1口当たり情報）

|                                                          | [ 平成21年11月 2日現在 ]      |
|----------------------------------------------------------|------------------------|
| 本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額<br>(1万口当たり純資産額) | 1.0041円<br>( 10,041円 ) |

## （3）附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## （1）株式

該当事項はありません。

## （2）株式以外の有価証券

| 種 類  | 銘 柄        | 券面総額（円）    | 評価額（円）     | 備 考 |
|------|------------|------------|------------|-----|
| 国債証券 | 第57回国庫短期証券 | 10,000,000 | 9,997,925  |     |
|      | 第61回国庫短期証券 | 10,000,000 | 9,996,544  |     |
| 合 計  |            | 20,000,000 | 19,994,469 |     |

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】（平成21年12月30日現在）

「新光インド・インフラ株式ファンド」

|      |                 |
|------|-----------------|
| 資産総額 | 2,598,577,976 円 |
|------|-----------------|

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 負債総額            | 11,691,973 円    |
| 純資産総額（ - ）      | 2,586,886,003 円 |
| 発行済口数           | 2,536,137,036 口 |
| 1万口当たり純資産額（ / ） | 10,200 円        |

（参考）

「国内短期公社債マザーファンド」

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 資産総額            | 2,056,087,152 円 |
| 負債総額            | 449,884,350 円   |
| 純資産総額（ - ）      | 1,606,202,802 円 |
| 発行済口数           | 1,598,932,205 口 |
| 1万口当たり純資産額（ / ） | 10,045 円        |

## 第5 【設定及び解約の実績】

| 計算期間    | 設定口数           | 解約口数           |
|---------|----------------|----------------|
| 第1期計算期間 | 7,191,215,328口 | 4,452,696,699口 |

（注）第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間の販売口数を含みます。

### 第三部 【特別情報】

#### 第1 【委託会社等の概況】

##### 1 【委託会社等の概況】

###### a．資本金の額

|                                 |            |
|---------------------------------|------------|
| 現在の資本金の額                        | 45億2,430万円 |
| 会社が発行する株式総数                     | 3,000,000株 |
| 発行済株式総数                         | 1,823,250株 |
| 直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。 |            |

###### b．委託会社の機構

（イ）株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

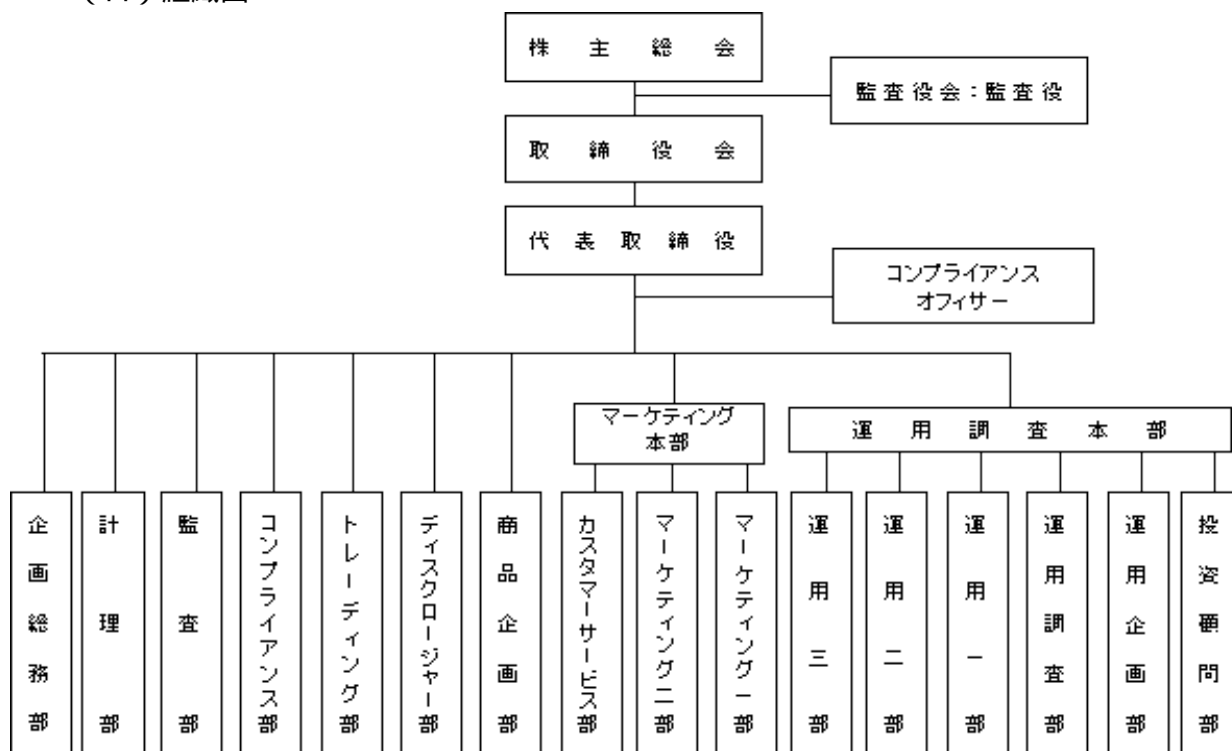
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

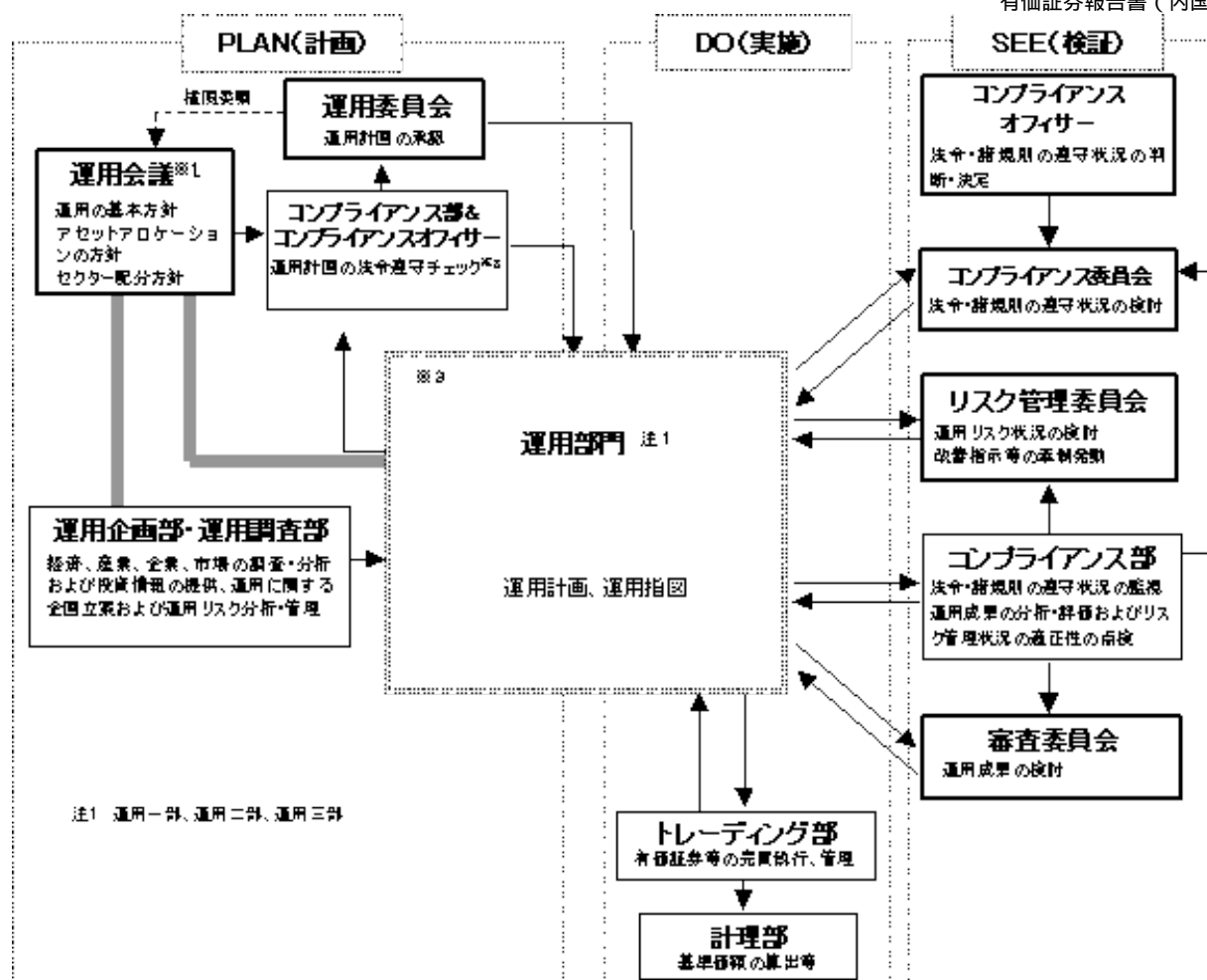
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

###### （ロ）組織図



###### （ハ）投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部～三部)で構成されます。

※2 コンプライアンス部およびコンプライアンスオフィサーによる運用計画の法令遵守チェックは取締役会からの委任を受けたものです。

※3 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年12月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成21年12月30日現在）

| 種類          | ファンド本数 | 純資産額（百万円） |
|-------------|--------|-----------|
| 総合計         | 163    | 1,613,811 |
| 株式投資信託（合計）  | 134    | 1,197,584 |
| 単位型         | 2      | 9,060     |
| 追加型         | 132    | 1,188,523 |
| 公社債投資信託（合計） | 29     | 416,226   |
| 単位型         | 2      | 1,142     |
| 追加型         | 27     | 415,084   |

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第48期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、第49期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

#### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第48期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第49期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人保森会計事務所の監査を受けております。

第50期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第49期事業年度の財務諸表 監査法人保森会計事務所

第50期事業年度の財務諸表 新日本有限責任監査法人

#### （1）【貸借対照表】

|         |          | 第48期<br>(平成20年3月31日) |            |            | 第49期<br>(平成21年3月31日) |            |            |
|---------|----------|----------------------|------------|------------|----------------------|------------|------------|
| 区分      | 注記<br>番号 | 金額(千円)               |            | 構成比<br>(%) | 金額(千円)               |            | 構成比<br>(%) |
| (資産の部)  |          |                      |            |            |                      |            |            |
| 流動資産    |          |                      |            |            |                      |            |            |
| 現金及び預金  |          |                      | 4,433,825  |            |                      | 4,283,840  |            |
| 有価証券    |          |                      | 10,923,754 |            |                      | 9,625,456  |            |
| 貯蔵品     |          |                      | -          |            |                      | 7,563      |            |
| 前払金     |          |                      | 24,501     |            |                      | 29,862     |            |
| 前払費用    |          |                      | 14,672     |            |                      | 16,515     |            |
| 未収入金    |          |                      | 537        |            |                      | 574,913    |            |
| 未収委託者報酬 |          |                      | 1,939,794  |            |                      | 1,009,712  |            |
| 未収収益    |          |                      | 35,695     |            |                      | 6,983      |            |
| 繰延税金資産  |          |                      | 207,652    |            |                      | 35,449     |            |
| その他     |          |                      | 5,559      |            |                      | 207        |            |
| 流動資産計   |          |                      | 17,585,993 | 67.6       |                      | 15,590,505 | 69.0       |
| 固定資産    |          |                      |            |            |                      |            |            |
| 有形固定資産  |          |                      | 62,235     | 0.3        |                      | 149,359    | 0.7        |
| 建物      | 2        | 26,479               |            |            | 37,992               |            |            |
| 器具・備品   | 2        | 35,756               |            |            | 40,940               |            |            |
| リース資産   | 2        | -                    |            |            | 70,426               |            |            |
| 無形固定資産  |          |                      | 163,335    | 0.6        |                      | 121,322    | 0.5        |
| 電話加入権   |          | 91                   |            |            | 91                   |            |            |
| ソフトウェア  | 3        | 163,244              |            |            | 121,230              |            |            |

|          |           |                 |       |  |            |       |
|----------|-----------|-----------------|-------|--|------------|-------|
|          |           | 有価証券報告書（内国投資信託） |       |  |            |       |
| 投資その他の資産 |           | 8,201,355       | 31.5  |  | 6,723,288  | 29.8  |
| 投資有価証券   | 7,089,236 |                 |       |  | 5,721,741  |       |
| 関係会社株式   | 77,100    |                 |       |  | 77,100     |       |
| 長期貸付金    | 1,465     |                 |       |  | 767        |       |
| 長期前払費用   | 303       |                 |       |  | 1,816      |       |
| 長期未収入金   | 26,400    |                 |       |  | 19,200     |       |
| 長期差入保証金  | 123,399   |                 |       |  | 111,056    |       |
| 長期繰延税金資産 | -         |                 |       |  | 278,400    |       |
| 前払年金費用   | 355,950   |                 |       |  | 485,705    |       |
| 長期性預金    | 500,000   |                 |       |  | -          |       |
| その他      | 27,500    |                 |       |  | 27,500     |       |
| 固定資産計    |           | 8,426,926       | 32.4  |  | 6,993,969  | 31.0  |
| 資産合計     |           | 26,012,920      | 100.0 |  | 22,584,475 | 100.0 |

|             |          | 第48期<br>(平成20年3月31日) |            | 第49期<br>(平成21年3月31日) |            |
|-------------|----------|----------------------|------------|----------------------|------------|
| 区分          | 注記<br>番号 | 金額(千円)               | 構成比<br>(%) | 金額(千円)               | 構成比<br>(%) |
| (負債の部)      |          |                      |            |                      |            |
| 流動負債        |          |                      |            |                      |            |
| 預り金         |          | 12,823               |            | 13,096               |            |
| リース債務       |          | -                    |            | 31,681               |            |
| 未払金         |          | 1,341,353            |            | 712,738              |            |
| 未払収益分配金     |          | 1,258                |            | 1,398                |            |
| 未払償還金       |          | 127,719              |            | 97,416               |            |
| 未払手数料       | 1        | 1,039,572            |            | 543,310              |            |
| その他未払金      |          | 172,802              |            | 70,614               |            |
| 未払費用        | 1        | 110,089              |            | 66,054               |            |
| 未払法人税等      |          | 691,961              |            | 1,900                |            |
| 賞与引当金       |          | 245,300              |            | 112,600              |            |
| 役員賞与引当金     |          | 32,000               |            | 9,000                |            |
| その他流動負債     |          | 23,997               |            | -                    |            |
| 流動負債計       |          | 2,457,524            | 9.4        | 947,072              | 4.2        |
| 固定負債        |          |                      |            |                      |            |
| 長期リース債務     |          | -                    |            | 39,847               |            |
| 繰延税金負債      |          | 43,170               |            | -                    |            |
| 退職給付引当金     |          | 185,524              |            | 172,869              |            |
| 役員退職慰労引当金   |          | 57,166               |            | 54,958               |            |
| 執行役員退職慰労引当金 |          | 76,500               |            | 97,916               |            |
| 固定負債計       |          | 362,361              | 1.4        | 365,592              | 1.6        |
| 負債合計        |          | 2,819,886            | 10.8       | 1,312,664            | 5.8        |
| (純資産の部)     |          |                      |            |                      |            |
| 株主資本        |          |                      |            |                      |            |
| 資本金         |          | 4,524,300            | 17.4       | 4,524,300            | 20.0       |
| 資本剰余金       |          | 2,761,700            | 10.6       | 2,761,700            | 12.2       |
| 資本準備金       |          | 2,761,700            |            | 2,761,700            |            |
| 利益剰余金       |          | 15,539,426           | 59.7       | 14,491,097           | 64.2       |
| 利益準備金       |          | 360,493              |            | 360,493              |            |
| その他利益剰余金    |          | 15,178,933           |            | 14,130,604           |            |
| 別途積立金       |          | 12,118,000           |            | 12,118,000           |            |
| 繰越利益剰余金     |          | 3,060,933            |            | 2,012,604            |            |
| 自己株式        |          | 4,616                | 0.0        | 4,616                | 0.0        |
| 株主資本合計      |          | 22,820,810           | 87.7       | 21,772,481           | 96.4       |

|              |  |  |            |       |  |            |       |
|--------------|--|--|------------|-------|--|------------|-------|
| 評価・換算差額等     |  |  |            |       |  |            |       |
| その他有価証券評価差額金 |  |  | 372,224    |       |  | 500,670    |       |
| 評価・換算差額等合計   |  |  | 372,224    | 1.5   |  | 500,670    | 2.2   |
| 純資産合計        |  |  | 23,193,034 | 89.2  |  | 21,271,810 | 94.2  |
| 負債・純資産合計     |  |  | 26,012,920 | 100.0 |  | 22,584,475 | 100.0 |

## (2) 【損益計算書】

| 区分          | 注記<br>番号 | 第48期<br>(自 平成19年4月 1日<br>至 平成20年3月31日) |            | 第49期<br>(自 平成20年4月 1日<br>至 平成21年3月31日) |            |
|-------------|----------|----------------------------------------|------------|----------------------------------------|------------|
|             |          | 金額(千円)                                 | 百分比<br>(%) | 金額(千円)                                 | 百分比<br>(%) |
| 営業収益        |          |                                        |            |                                        |            |
| 委託者報酬       |          | 14,374,812                             |            | 9,887,702                              |            |
| その他営業収益     |          | 10,965                                 |            | 9,363                                  |            |
| 営業収益計       |          | 14,385,778                             | 100.0      | 9,897,065                              | 100.0      |
| 営業費用        |          |                                        |            |                                        |            |
| 支払手数料       | 1        | 8,411,774                              |            | 5,837,722                              |            |
| 広告宣伝費       |          | 311,260                                |            | 205,698                                |            |
| 公告費         |          | 2,777                                  |            | 2,786                                  |            |
| 調査費         |          | 674,282                                |            | 573,801                                |            |
| 調査費         |          | 227,374                                |            | 255,008                                |            |
| 委託調査費       |          | 439,682                                |            | 311,653                                |            |
| 図書費         |          | 7,225                                  |            | 7,139                                  |            |
| 委託計算費       |          | 271,821                                |            | 270,091                                |            |
| 営業雑経費       |          | 231,636                                |            | 233,927                                |            |
| 通信費         |          | 36,001                                 |            | 37,754                                 |            |
| 印刷費         |          | 165,972                                |            | 167,544                                |            |
| 協会費         |          | 8,068                                  |            | 10,002                                 |            |
| 諸会費         |          | 3,042                                  |            | 3,078                                  |            |
| その他         |          | 18,551                                 |            | 15,547                                 |            |
| 営業費用計       |          | 9,903,552                              | 68.9       | 7,124,027                              | 72.0       |
| 一般管理費       |          |                                        |            |                                        |            |
| 給料          |          | 1,315,872                              |            | 1,290,562                              |            |
| 役員報酬        | 2        | 92,870                                 |            | 91,015                                 |            |
| 給料・手当       |          | 1,011,601                              |            | 1,068,065                              |            |
| 賞与          |          | 211,401                                |            | 131,482                                |            |
| 交際費         |          | 22,313                                 |            | 15,122                                 |            |
| 寄付金         |          | 6,887                                  |            | 6,228                                  |            |
| 旅費交通費       |          | 80,261                                 |            | 75,297                                 |            |
| 租税公課        |          | 100,161                                |            | 54,854                                 |            |
| 不動産賃借料      |          | 172,666                                |            | 193,402                                |            |
| 賞与引当金繰入     |          | 245,300                                |            | 112,600                                |            |
| 役員賞与引当金繰入   |          | 32,000                                 |            | 9,000                                  |            |
| 役員退職慰労引当金繰入 |          | 30,200                                 |            | 26,791                                 |            |
| 退職給付費用      |          | 89,752                                 |            | 127,318                                |            |
| 減価償却費       |          | 62,851                                 |            | 102,328                                |            |
| 諸経費         |          | 405,231                                |            | 379,150                                |            |
| 一般管理費計      |          | 2,563,498                              | 17.8       | 2,392,656                              | 24.2       |
| 営業利益        |          | 1,918,726                              | 13.3       | 380,381                                | 3.8        |

| 区分             | 注記<br>番号 | 第48期<br>(自 平成19年4月 1日<br>至 平成20年3月31日) |           |            | 第49期<br>(自 平成20年4月 1日<br>至 平成21年3月31日) |         |            |
|----------------|----------|----------------------------------------|-----------|------------|----------------------------------------|---------|------------|
|                |          | 金額(千円)                                 |           | 百分比<br>(%) | 金額(千円)                                 |         | 百分比<br>(%) |
| 営業外収益          | 3        |                                        |           |            |                                        |         |            |
| 受取配当金          |          |                                        | 152,404   |            |                                        | 41,437  |            |
| 有価証券利息         |          |                                        | 89,726    |            |                                        | 55,679  |            |
| 受取利息           |          |                                        | 28,590    |            |                                        | 43,909  |            |
| 時効成立分配金・償還金    |          |                                        | 50,555    |            |                                        | 24,672  |            |
| 雑益             |          |                                        | 6,789     |            |                                        | 3,178   |            |
| 営業外収益計         |          |                                        | 328,066   | 2.3        |                                        | 168,878 | 1.7        |
| 営業外費用          |          |                                        |           |            |                                        |         |            |
| 支払利息           |          |                                        | -         |            |                                        | 2,538   |            |
| 時効成立後支払分配金・償還金 |          |                                        | 20,051    |            |                                        | 29,547  |            |
| 雑損             |          |                                        | 482       |            |                                        | 1,457   |            |
| 営業外費用計         |          |                                        | 20,533    | 0.1        |                                        | 33,543  | 0.3        |
| 経常利益           |          |                                        | 2,226,258 | 15.5       |                                        | 515,715 | 5.2        |
| 特別利益           |          |                                        |           |            |                                        |         |            |
| 投資有価証券売却益      | 4        |                                        | 527,548   |            |                                        | 241,990 |            |
| 貸倒引当金戻入益       |          |                                        | 208       |            |                                        | -       |            |
| 特別利益計          |          |                                        | 527,756   | 3.6        |                                        | 241,990 | 2.4        |
| 特別損失           |          |                                        |           |            |                                        |         |            |
| 固定資産除却損        |          |                                        | 673       |            |                                        | 599     |            |
| 投資有価証券売却損      |          |                                        | 1,639     |            |                                        | 3,180   |            |
| 投資有価証券評価損      |          |                                        | -         |            |                                        | 7,890   |            |
| 電話加入権評価損       |          |                                        | 242       |            |                                        | -       |            |
| 特別損失計          |          |                                        | 2,555     | 0.0        |                                        | 11,669  | 0.1        |
| 税引前当期純利益       |          |                                        | 2,751,460 | 19.1       |                                        | 746,036 | 7.5        |
| 法人税、住民税及び事業税   |          | 1,073,360                              |           |            | 22,672                                 |         |            |
| 法人税等調整額        |          | 75,379                                 | 1,148,740 | 8.0        | 222,333                                | 245,005 | 2.4        |
| 当期純利益          |          |                                        | 1,602,720 | 11.1       |                                        | 501,030 | 5.1        |

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第48期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

|                      | 株主資本      |           |           |             |            |             |
|----------------------|-----------|-----------|-----------|-------------|------------|-------------|
|                      | 資本金       | 資本<br>剰余金 | 利益剰余金     |             |            |             |
|                      |           | 資本<br>準備金 | 利益<br>準備金 | その他利益剰余金    |            |             |
|                      |           |           |           | 特別償却<br>準備金 | 別途<br>積立金  | 繰越利益<br>剰余金 |
| 平成19年3月31日<br>残高（千円） | 4,524,300 | 2,761,700 | 360,493   | 1,414       | 12,118,000 | 2,550,463   |
| 事業年度中の変動額            |           |           |           |             |            |             |
| 剰余金の配当               |           |           |           |             |            | 1,093,665   |
| 当期純利益                |           |           |           |             |            | 1,602,720   |
| 特別償却準備金の取崩           |           |           |           | 1,414       |            | 1,414       |

|                                 |           |           |         |       |            |           |
|---------------------------------|-----------|-----------|---------|-------|------------|-----------|
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額<br>（純額） |           |           |         |       |            |           |
| 事業年度中の変動額<br>合計（千円）             |           |           |         | 1,414 |            | 510,469   |
| 平成20年3月31日<br>残高（千円）            | 4,524,300 | 2,761,700 | 360,493 | -     | 12,118,000 | 3,060,933 |

|                                 | 株主資本  |            | 評価・換算差額等             | 純資産合計      |
|---------------------------------|-------|------------|----------------------|------------|
|                                 | 自己株式  | 株主資本合計     | その他有<br>価証券評<br>価差額金 |            |
| 平成19年3月31日<br>残高（千円）            | 4,616 | 22,311,755 | 1,109,292            | 23,421,048 |
| 事業年度中の変動額                       |       |            |                      |            |
| 剰余金の配当                          |       | 1,093,665  |                      | 1,093,665  |
| 当期純利益                           |       | 1,602,720  |                      | 1,602,720  |
| 特別償却準備金の取崩                      |       | -          |                      | -          |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額<br>（純額） |       |            | 737,068              | 737,068    |
| 事業年度中の変動額<br>合計（千円）             |       | 509,054    | 737,068              | 228,013    |
| 平成20年3月31日<br>残高（千円）            | 4,616 | 22,820,810 | 372,224              | 23,193,034 |

## 第49期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

|                                 | 株主資本      |           |           |            |             |
|---------------------------------|-----------|-----------|-----------|------------|-------------|
|                                 | 資本金       | 資本<br>剰余金 | 利益剰余金     |            |             |
|                                 |           | 資本<br>準備金 | 利益<br>準備金 | その他利益剰余金   |             |
|                                 |           |           |           | 別途<br>積立金  | 繰越利益<br>剰余金 |
| 平成20年3月31日<br>残高（千円）            | 4,524,300 | 2,761,700 | 360,493   | 12,118,000 | 3,060,933   |
| 事業年度中の変動額                       |           |           |           |            |             |
| 剰余金の配当                          |           |           |           |            | 1,549,359   |
| 当期純利益                           |           |           |           |            | 501,030     |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額<br>（純額） |           |           |           |            |             |
| 事業年度中の変動額<br>合計（千円）             |           |           |           |            | 1,048,328   |
| 平成21年3月31日<br>残高（千円）            | 4,524,300 | 2,761,700 | 360,493   | 12,118,000 | 2,012,604   |

|                                 | 株主資本  |            | 評価・換算差額等     | 純資産合計      |
|---------------------------------|-------|------------|--------------|------------|
|                                 | 自己株式  | 株主資本合計     | その他有価証券評価差額金 |            |
| 平成20年3月31日<br>残高（千円）            | 4,616 | 22,820,810 | 372,224      | 23,193,034 |
| 事業年度中の変動額                       |       |            |              |            |
| 剰余金の配当                          |       | 1,549,359  |              | 1,549,359  |
| 当期純利益                           |       | 501,030    |              | 501,030    |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額<br>（純額） |       |            | 872,894      | 872,894    |
| 事業年度中の変動額<br>合計（千円）             |       | 1,048,328  | 872,894      | 1,921,223  |
| 平成21年3月31日<br>残高（千円）            | 4,616 | 21,772,481 | 500,670      | 21,271,810 |

## 重要な会計方針

| 項目                    | 第48期<br>（自 平成19年4月1日<br>至 平成20年3月31日）                                                                                                                            | 第49期<br>（自 平成20年4月1日<br>至 平成21年3月31日）                                                                                     |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1．有価証券の評価基準<br>及び評価方法 | (1)満期保有目的債券<br>償却原価法（定額法）<br>(2)関係会社株式<br>総平均法による原価法<br>(3)その他有価証券<br>時価のあるもの<br>決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）<br>時価のないもの<br>総平均法による原価法 | (1)満期保有目的債券<br>同左<br>(2)関係会社株式<br>同左<br>(3)その他有価証券<br>時価のあるもの<br>同左<br><br>時価のないもの<br>同左                                  |
| 2．固定資産の減価償却の方法        | (1)有形固定資産<br><br>定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。<br>建物 8～47年<br>器具備品 2～20年<br>（会計方針の変更）                                     | (1)有形固定資産<br>（リース資産を除く）<br>定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。<br>建物 8～47年<br>器具備品 2～20年 |

|  |                                                                                                                                                                                                                     |  |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|  | <p>平成19年度法人税法の改正に伴い「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第81号 平成19年4月25日）が平成19年4月1日以降終了する事業年度から適用されることになったことから、当期より同取扱いを適用し、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> |  |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

## 重要な会計方針

| 項目              | 第48期<br>(自 平成19年4月1日<br>至 平成20年3月31日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 第49期<br>(自 平成20年4月1日<br>至 平成21年3月31日)                                                                          |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2. 固定資産の減価償却の方法 | <p>(追加情報)</p> <p>平成19年度法人税法改正に伴い「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第81号 平成19年4月25日）が平成19年4月1日以降終了する事業年度から適用されることになったことから、当期より同取扱いを適用し、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2)無形固定資産<br/>定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p> <p>——</p> | <p>(2)無形固定資産<br/>同左</p> <p>(3)リース資産<br/>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産<br/>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> |
| 3. 引当金の計上基準     | (1)貸倒引当金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | (1)貸倒引当金                                                                                                       |

|  |                                                                                     |                  |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
|  | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 | 同左               |
|  | (2)賞与引当金<br>従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。                               | (2)賞与引当金<br>同左   |
|  | (3)役員賞与引当金<br>役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。                                   | (3)役員賞与引当金<br>同左 |

## 重要な会計方針

| 項目                         | 第48期<br>(自 平成19年4月1日<br>至 平成20年3月31日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 第49期<br>(自 平成20年4月1日<br>至 平成21年3月31日)                                                                      |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3. 引当金の計上基準                | (4)退職給付引当金<br>従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。<br>過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。<br>数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。<br>(5)役員退職慰労引当金<br>役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。<br>(6)執行役員退職慰労引当金<br>執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。 | (4)退職給付引当金<br>同左<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>(5)役員退職慰労引当金<br>同左<br><br>(6)執行役員退職慰労引当金<br>同左 |
| 4. リース取引の処理方法              | リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。                                                                                                                                                                                                                                                                                          | —                                                                                                          |
| 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 消費税等の会計処理方法<br>消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 消費税等の会計処理方法<br>同左                                                                                          |

## 会計処理方法の変更

| 第48期<br>(自 平成19年4月1日<br>至 平成20年3月31日) | 第49期<br>(自 平成20年4月1日<br>至 平成21年3月31日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| —                                     | <p>( 棚卸資産の評価に関する会計基準 )</p> <p>当期から平成18年7月5日公表の「棚卸資産の評価に関する会計基準」( 企業会計基準第9号 ) を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>( リース取引に関する会計基準 )</p> <p>当期から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」( 企業会計基準委員会 企業会計基準第13号 ) 及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」( 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号 ) を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>また、リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前年度末における未経過リース料期末残高相当額( 利息相当額控除後 ) を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上しております。( リース取引に関する会計基準の適用指針第78項 )</p> |

## 表示方法の変更

| 第48期<br>(自 平成19年4月1日<br>至 平成20年3月31日) | 第49期<br>(自 平成20年4月1日<br>至 平成21年3月31日)                                                                                                                           |
|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| —                                     | <p>( 貸借対照表 )</p> <p>「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」( 平成20年 8 月 7 日 内閣府令第50号 ) が適用となることに伴い、当期から「貯蔵品」として区分掲記しております。なお、前期の「その他」に含まれる「貯蔵品」は3,736千円であります。</p> |

## 注記事項

## ( 貸借対照表関係 )

| 第48期<br>( 平成20年3月31日 )                                                                                                                          | 第49期<br>( 平成21年3月31日 )                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 . 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>未払手数料 876,116千円</p> <p>未払費用 4,915千円</p> <p>2 . 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 69,159千円</p> | <p>1 . 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>未払手数料 445,736千円</p> <p>未払費用 3,523千円</p> <p>2 . 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 77,409千円</p> |

|                                      |                                       |
|--------------------------------------|---------------------------------------|
| 器具備品 326,412千円                       | 器具備品 332,202千円<br>リース資産 31,652千円      |
| 3. 無形固定資産の減価償却累計額<br>ソフトウェア 81,323千円 | 3. 無形固定資産の減価償却累計額<br>ソフトウェア 131,057千円 |

## （損益計算書関係）

| 第48期<br>（自 平成19年4月1日<br>至 平成20年3月31日）                                       | 第49期<br>（自 平成20年4月1日<br>至 平成21年3月31日）                               |
|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。<br>支払手数料 7,030,935千円                    | 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。<br>支払手数料 4,724,024千円            |
| 2. 役員報酬の範囲額<br>取締役 年額 200,000千円以内<br>監査役 年額 48,000千円以内                      | 2. 役員報酬の範囲額<br>同左                                                   |
| 3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。<br>器具・備品 673千円                                    | 3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。<br>器具・備品 599千円                            |
| 4. 法人税、住民税及び事業税1,073,360千円のうち法人税は733,532千円、住民税は155,739千円、事業税184,088千円であります。 | 4. 法人税、住民税及び事業税22,672千円のうち法人税は13,082千円、住民税は6,507千円、事業税3,082千円であります。 |

## （株主資本等変動計算書関係）

第48期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類   | 前期末       | 増加 | 減少 | 当期末       |
|---------|-----------|----|----|-----------|
| 普通株式（株） | 1,823,250 | -  | -  | 1,823,250 |

## 2. 自己株式に関する事項

| 株式の種類   | 前期末 | 増加 | 減少 | 当期末 |
|---------|-----|----|----|-----|
| 普通株式（株） | 474 | -  | -  | 474 |

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|------------|-------------|------------|------------|
| 平成19年6月22日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 1,093,665  | 600         | 平成19年3月31日 | 平成19年6月25日 |

## (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議                   | 株式の種類 | 配当の原資   | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|---------|------------|-------------|------------|------------|
| 平成20年6月24日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 繰越利益剰余金 | 1,549,359  | 850         | 平成20年3月31日 | 平成20年6月25日 |

第49期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 前期末 | 増加 | 減少 | 当期末 |
|-------|-----|----|----|-----|
|-------|-----|----|----|-----|

|         |           |   |   |           |
|---------|-----------|---|---|-----------|
| 普通株式（株） | 1,823,250 | - | - | 1,823,250 |
|---------|-----------|---|---|-----------|

## ２．自己株式に関する事項

| 株式の種類   | 前期末 | 増加 | 減少 | 当期末 |
|---------|-----|----|----|-----|
| 普通株式（株） | 474 | -  | -  | 474 |

## ３．配当に関する事項

### (1)配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|------------|-------------|------------|------------|
| 平成20年6月24日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 1,549,359  | 850         | 平成20年3月31日 | 平成20年6月25日 |

### (2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議                   | 株式の種類 | 配当の原資       | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------------|------------|-------------|------------|------------|
| 平成21年6月24日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 繰越利益<br>剰余金 | 492,149    | 270         | 平成21年3月31日 | 平成21年6月25日 |

### （リース取引関係）

| 第48期<br>(自 平成19年4月1日<br>至 平成20年3月31日)                                                  |                     |                                |                     | 第49期<br>(自 平成20年4月1日<br>至 平成21年3月31日)                                                                                                    |  |  |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|--------------------------------|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|
| リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引                                               |                     |                                |                     | リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引                                                                                                 |  |  |  |
| (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額                                        |                     |                                |                     | (1)リース資産の内容<br>有形固定資産<br>主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。<br>(2)リース資産の減価償却方法<br>重要な会計方針の「２．固定資産の減価償却の方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。 |  |  |  |
|                                                                                        | 取得価額<br>相当額<br>(千円) | 減価償却<br>累 計 額<br>相 当 額<br>(千円) | 期末残高<br>相当額<br>(千円) |                                                                                                                                          |  |  |  |
| 器具備品                                                                                   | 152,354             | 56,731                         | 95,623              |                                                                                                                                          |  |  |  |
| 合計                                                                                     | 152,354             | 56,731                         | 95,623              |                                                                                                                                          |  |  |  |
| (2)未経過リース料期末残高相当額等<br>未経過リース料期末残高相当額<br>1年内 30,070千円<br>1年超 67,456千円<br>合計 97,527千円    |                     |                                |                     |                                                                                                                                          |  |  |  |
| (3)支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失<br>支払リース料 27,621千円<br>減価償却費相当額 26,089千円 |                     |                                |                     |                                                                                                                                          |  |  |  |

|                  |                                                             |
|------------------|-------------------------------------------------------------|
| 支払利息相当額          | 2,150千円                                                     |
| (4)減価償却費相当額の算定方法 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。                          |
| (5)利息相当額の算定方法    | リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 |
| (減損損失について)       | リース資産に配分された減損損失はありません。                                      |

## (有価証券関係)

第48期（平成20年3月31日）

## １．満期保有目的の債券で時価のあるもの

|                    | 種類         | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|--------------------|------------|------------------|------------|------------|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの  | (1)国債・地方債等 | -                | -          | -          |
|                    | (2)社債      | 6,402,910        | 6,407,200  | 4,289      |
|                    | (3)その他     | -                | -          | -          |
|                    | 小計         | 6,402,910        | 6,407,200  | 4,289      |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | (1)国債・地方債等 | 500,118          | 499,800    | 318        |
|                    | (2)社債      | 4,500,562        | 4,497,210  | 3,352      |
|                    | (3)その他     | -                | -          | -          |
|                    | 小計         | 5,000,681        | 4,997,010  | 3,671      |
| 合計                 |            | 11,403,591       | 11,404,210 | 618        |

## ２．その他有価証券で時価のあるもの

|                      | 種類      | 取得原価<br>(千円) | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|----------------------|---------|--------------|------------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  | (1)株式   | 45,457       | 60,858           | 15,400     |
|                      | (2)債券   | -            | -                | -          |
|                      | 国債・地方債等 | -            | -                | -          |
|                      | 社債      | -            | -                | -          |
|                      | その他     | -            | -                | -          |
|                      | (3)その他  | 2,032,733    | 2,544,471        | 511,738    |
|                      | 小計      | 2,078,190    | 2,605,329        | 527,139    |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1)株式   | -            | -                | -          |
|                      | (2)債券   | -            | -                | -          |
|                      | 国債・地方債等 | -            | -                | -          |
|                      | 社債      | -            | -                | -          |
|                      | その他     | -            | -                | -          |
|                      | (3)その他  | 3,271,046    | 3,144,344        | 126,701    |
|                      | 小計      | 3,271,046    | 3,144,344        | 126,701    |
| 合計                   |         | 5,349,237    | 5,749,674        | 400,437    |

## ３．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

| 売却額<br>(千円) | 売却益の合計額<br>(千円) | 売却損の合計額<br>(千円) |
|-------------|-----------------|-----------------|
|-------------|-----------------|-----------------|

|           |         |       |
|-----------|---------|-------|
| 2,163,885 | 527,548 | 1,639 |
|-----------|---------|-------|

#### ４．時価評価されていない有価証券

|             | 貸借対照表計上額(千円) |
|-------------|--------------|
| １．満期保有目的の債券 | -            |
| ２．その他有価証券   |              |
| (1)非上場株式    | 341,418      |
| (2)MMF      | 518,306      |
| ３．関係会社株式    | 77,100       |

#### ５．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の貸借対照表日後の償還予定額

|               | １年以内<br>(千円) | １年超５年以内<br>(千円) | ５年超１０年以内<br>(千円) | １０年超<br>(千円) |
|---------------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| １．債券          |              |                 |                  |              |
| (1)国債・地方債等    | 500,118      | -               | -                | -            |
| (2)社債         | 9,905,329    | 998,143         | -                | -            |
| (3)その他        | -            | -               | -                | -            |
| ２．その他<br>投資信託 | -            | -               | -                | -            |
| 合計            | 10,405,448   | 998,143         | -                | -            |

第49期（平成21年3月31日）

#### １．満期保有目的の債券で時価のあるもの

|                        | 種類         | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|------------------------|------------|------------------|------------|------------|
| 時価が貸借対照表計上額<br>を超えるもの  | (1)国債・地方債等 | 301,581          | 301,950    | 369        |
|                        | (2)社債      | 2,522,607        | 2,523,810  | 1,203      |
|                        | (3)その他     | -                | -          | -          |
|                        | 小計         | 2,824,188        | 2,825,760  | 1,572      |
| 時価が貸借対照表計上額<br>を超えないもの | (1)国債・地方債等 | -                | -          | -          |
|                        | (2)社債      | 2,304,962        | 2,299,690  | 5,272      |
|                        | (3)その他     | -                | -          | -          |
|                        | 小計         | 2,304,962        | 2,299,690  | 5,272      |
| 合計                     |            | 5,129,150        | 5,125,450  | 3,700      |

#### ２．その他有価証券で時価のあるもの

|                         | 種類      | 取得原価<br>(千円) | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|-------------------------|---------|--------------|------------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得<br>原価を超えるもの | (1)株式   | 45,457       | 55,676           | 10,219     |
|                         | (2)債券   | -            | -                | -          |
|                         | 国債・地方債等 | -            | -                | -          |
|                         | 社債      | -            | -                | -          |
|                         | その他     | -            | -                | -          |
|                         | (3)その他  | 535,458      | 580,788          | 45,330     |
|                         | 小計      | 580,915      | 636,464          | 55,549     |
|                         | (1)株式   | -            | -                | -          |

|                          |         |           |           |         |
|--------------------------|---------|-----------|-----------|---------|
| 貸借対照表計上額が取得<br>原価を超えないもの | (2)債券   | -         | -         | -       |
|                          | 国債・地方債等 | -         | -         | -       |
|                          | 社債      | -         | -         | -       |
|                          | その他     | -         | -         | -       |
|                          | (3)その他  | 5,674,256 | 4,774,548 | 899,708 |
|                          | 小計      | 5,674,256 | 4,774,548 | 899,708 |
| 合計                       |         | 6,255,171 | 5,411,012 | 844,158 |

### ３．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

| 売却額<br>(千円) | 売却益の合計額<br>(千円) | 売却損の合計額<br>(千円) |
|-------------|-----------------|-----------------|
| 1,008,498   | 278,250         | 37,002          |

### ４．時価評価されていない有価証券

|                            | 貸借対照表計上額(千円) |
|----------------------------|--------------|
| １．満期保有目的の債券<br>コマーシャル・ペーパー | 3,995,353    |
| ２．その他有価証券                  |              |
| (1)非上場株式                   | 310,728      |
| (2)ＦＦＦ                     | 500,952      |
| ３．関係会社株式                   | 77,100       |

### ５．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の貸借対照表日後の償還予定額

|               | １年以内<br>(千円) | １年超５年以内<br>(千円) | ５年超１０年以内<br>(千円) | １０年超<br>(千円) |
|---------------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| １．債券          |              |                 |                  |              |
| (1)国債・地方債等    | 301,581      | -               | -                | -            |
| (2)社債         | 4,827,569    | -               | -                | -            |
| (3)その他        | 3,995,353    | -               | -                | -            |
| ２．その他<br>投資信託 | -            | 203,060         | -                | -            |
| 合計            | 9,124,503    | 203,060         | -                | -            |

（注）当期において、有価証券について7,890千円（その他有価証券のうち時価のない株式 7,890千円）減損処理を行っております。

### （デリバティブ取引関係）

| 第48期<br>(自 平成19年4月1日<br>至 平成20年3月31日)     | 第49期<br>(自 平成20年4月1日<br>至 平成21年3月31日) |
|-------------------------------------------|---------------------------------------|
| 当社は、デリバティブ取引を全く行っておりません<br>ので、該当事項はありません。 | 同左                                    |

### （退職給付関係）

#### １．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

#### ２．退職給付債務に関する事項

|  | 第48期 | 第49期 |
|--|------|------|
|--|------|------|

|                              | (平成20年3月31日) | (平成21年3月31日) |
|------------------------------|--------------|--------------|
|                              | 千円           | 千円           |
| (1)退職給付債務                    | 858,532      | 867,908      |
| (2)年金資産                      | 809,433      | 741,559      |
| (3)未積立退職給付債務(1) + (2)        | 49,099       | 126,349      |
| (4)未認識数理計算上の差異               | 368,695      | 563,607      |
| (5)未認識過去勤務債務（債務の減額）          | 149,170      | 124,422      |
| (6)貸借対照表計上額純額(3) + (4) + (5) | 170,425      | 312,835      |
| (7)前払年金費用                    | 355,950      | 485,705      |
| (8)退職給付引当金(6) - (7)          | 185,524      | 172,869      |

### ３．退職給付費用に関する事項

|                                      | 第48期<br>(自平成19年4月1日<br>至平成20年3月31日) | 第49期<br>(自平成20年4月1日<br>至平成21年3月31日) |
|--------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
|                                      | 千円                                  | 千円                                  |
| (1)勤務費用                              | 80,719                              | 88,007                              |
| (2)利息費用                              | 15,232                              | 17,170                              |
| (3)期待運用収益（減算）                        | 16,598                              | 16,188                              |
| (4)数理計算上の差異の費用処理額                    | 23,562                              | 50,599                              |
| (5)過去勤務債務の費用処理額                      | 24,747                              | 24,747                              |
| (6)退職給付費用(1) + (2) - (3) + (4) + (5) | 78,167                              | 114,840                             |
| (7)その他                               | 11,585                              | 12,477                              |
| 計(6) + (7)                           | 89,752                              | 127,318                             |

（注）１．執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（第48期 30,416千円、第49期 27,666千円）については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

２．「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

### ４．退職給付債務の計算基礎

|                   | 第48期<br>(平成20年3月31日) | 第49期<br>(平成21年3月31日) |
|-------------------|----------------------|----------------------|
| (1)退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準               | 期間定額基準               |
| (2)割引率            | 2.0%                 | 2.0%                 |
| (3)期待運用収益率        | 2.0%                 | 2.0%                 |
| (4)過去勤務債務の処理年数    | 10年                  | 10年                  |
| (5)数理計算上の差異の処理年数  | 10年                  | 10年                  |

（税効果会計関係）

| 第48期<br>(平成20年3月31日) | 第49期<br>(平成21年3月31日) |
|----------------------|----------------------|
|----------------------|----------------------|

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳(千円)</p> <p>繰延税金資産</p> <p>賞与引当金損金算入限度超過額 112,833</p> <p>減価償却費限度超過額 12,223</p> <p>退職給付引当金損金算入限度超過額 106,617</p> <p>受益証券発行費否認 9,361</p> <p>投資有価証券評価損否認 134,724</p> <p>非上場株式評価損否認 55,053</p> <p>その他投資評価損否認 6,109</p> <p>未払事業税否認 57,176</p> <p>確定拠出年金移換資産否認 9,764</p> <p>その他 44,181</p> <p>繰延税金資産小計 548,046</p> <p>評価性引当額 75,567</p> <p>繰延税金資産計 472,479</p> <p>繰延税金負債</p> <p>前払年金資産認容額 144,836</p> <p>有価証券評価差額 162,938</p> <p>その他 224</p> <p>繰延税金負債計 307,998</p> <p>繰延税金資産（負債）の純額 164,481</p> <p>(注) 繰延税金資産（負債）の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。(千円)</p> <p>流動資産 - 繰延税金資産 207,652</p> <p>固定負債 - 繰延税金負債 43,170</p> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p> | <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳(千円)</p> <p>繰延税金資産</p> <p>賞与引当金損金算入限度超過額 49,479</p> <p>減価償却費限度超過額 11,010</p> <p>退職給付引当金損金算入限度超過額 110,182</p> <p>受益証券発行費否認 9,317</p> <p>投資有価証券評価損否認 67,362</p> <p>非上場株式評価損否認 58,264</p> <p>その他投資評価損否認 6,109</p> <p>有価証券評価差額 343,488</p> <p>その他 35,808</p> <p>繰延税金資産小計 691,022</p> <p>評価性引当額 145,222</p> <p>繰延税金資産計 545,799</p> <p>繰延税金負債</p> <p>前払年金資産認容額 197,633</p> <p>その他 34,316</p> <p>繰延税金負債計 231,949</p> <p>繰延税金資産（負債）の純額 313,849</p> <p>(注) 繰延税金資産（負債）の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。(千円)</p> <p>流動資産 - 繰延税金資産 35,449</p> <p>固定資産 - 長期繰延税金資産 278,400</p> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 40.69%</p> <p>(調整)</p> <p>役員給与と永久に損金算入されない項目 1.75 "</p> <p>交際費等永久に損金算入されない項目 1.46 "</p> <p>受取配当金等永久に益金に算入されない項目 2.94 "</p> <p>住民税均等割等 0.51 "</p> <p>税効果未認識差異 8.60 "</p> <p>その他 0.02 "</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 32.84%</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## ( 関連当事者情報 )

第48期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

## 1. 親会社及び法人主要株主等

| 属性  | 会社等の名称   | 住所     | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%)        | 関係内容<br>役員の兼任等<br>事実上の関係 | 取引の内容        | 取引金額(千円)  | 科目    | 期末残高(千円) |
|-----|----------|--------|--------------|-----------|--------------------------|--------------------------|--------------|-----------|-------|----------|
| 親会社 | 新光証券株式会社 | 東京都中央区 | 125,167,284  | 証券業       | (被所有) 直接76.54<br>間接 7.04 | 1名<br>当社設定の投資信託受益証       | 債券等の現先取引(注1) | 1,498,333 | 短期貸付金 | -        |

|  |  |  |  |  |  |  |         |                                     |           |       |         |
|--|--|--|--|--|--|--|---------|-------------------------------------|-----------|-------|---------|
|  |  |  |  |  |  |  | 券の募集・販売 | 当社設定の投資信託受益証券の募集・販売に係る代行手数料の支払い（注2） | 7,030,935 | 未払手数料 | 876,116 |
|--|--|--|--|--|--|--|---------|-------------------------------------|-----------|-------|---------|

（注）取引条件及び取引条件の決定方法等

- 1．現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
- 2．代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- 3．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2．兄弟会社等

| 属性      | 会社等の名称         | 住所     | 資本金又は出資金（千円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合（%） | 関係内容   |         | 取引の内容            | 取引金額（千円） | 科目      | 期末残高（千円） |
|---------|----------------|--------|--------------|-----------|-------------------|--------|---------|------------------|----------|---------|----------|
|         |                |        |              |           |                   | 役員の兼任等 | 事実上の関係  |                  |          |         |          |
| 親会社の子会社 | 新光ビルディング株式会社   | 東京都中央区 | 4,110,000    | 不動産賃貸業    | 直接 4.05           | なし     | 事務所の賃借  | 事務所の賃借（注1）       | 130,976  | 長期差入保証金 | 87,303   |
| 親会社の子会社 | 日本証券テクノロジー株式会社 | 東京都中央区 | 228,000      | 情報サービス業   | なし                | なし     | 計算業務の委託 | 計算委託料支払（注2）      | 46,584   | その他未払金  | 4,076    |
|         |                |        |              |           |                   |        |         | ハウジングサービス料支払（注2） | 13,704   | その他未払金  | 1,199    |

（注）取引条件及び取引条件の決定方法等

- 1．事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
- 2．計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- 3．取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

第49期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

### 1．関連当事者との取引

## （ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

| 種類  | 会社等の名称又は氏名   | 所在地    | 資本金又は出資金（千円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%)            | 関連当事者との関係                   | 取引の内容                              | 取引金額（千円）（注４） | 科目    | 期末残高（千円）（注４） |
|-----|--------------|--------|--------------|-----------|------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|--------------|-------|--------------|
| 親会社 | 新光証券株式会社（注１） | 東京都中央区 | 125,167,284  | 金融商品取引業   | （被所有）<br>直接 76.54<br>間接 7.04 | 当社設定の投資信託受益権の募集・販売<br>役員の兼任 | コマーシャルペーパー（注２）                     | 1,996,897    | 有価証券  | 1,997,673    |
|     |              |        |              |           |                              |                             | 債券等の現先取引（注２）                       | 5,387,067    | 短期貸付金 | -            |
|     |              |        |              |           |                              |                             | 当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い（注３） | 4,724,024    | 未払手数料 | 445,736      |

（注）取引条件及び取引条件の決定方法等

- １．新光証券株式会社は、みずほ証券株式会社と平成21年5月7日付で合併し、みずほ証券株式会社に商号変更をしております。
- ２．コマーシャルペーパー、現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
- ３．代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- ４．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## （イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

| 種類          | 会社等の名称又は氏名     | 所在地    | 資本金又は出資金（千円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容            | 取引金額（千円）（注３） | 科目      | 期末残高（千円）（注３） |
|-------------|----------------|--------|--------------|-----------|-------------------|-----------|------------------|--------------|---------|--------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | 新光ビルディング株式会社   | 東京都中央区 | 4,110,000    | 不動産賃貸業    | 直接 4.05           | 事務所の賃借    | 事務所の賃借（注１）       | 147,330      | 長期差入保証金 | 99,186       |
| 同一の親会社を持つ会社 | 日本証券テクノロジー株式会社 | 東京都中央区 | 228,000      | 情報サービス業   | なし                | 計算業務の委託   | 計算委託料支払（注２）      | 46,584       | その他未払金  | 4,076        |
|             |                |        |              |           |                   |           | ハウジングサービス料支払（注２） | 17,184       | その他未払金  | 1,472        |

（注）取引条件及び取引条件の決定方法等

- １．事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
- ２．計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- ３．取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

## 新光証券株式会社（東京証券取引所に上場）

（注）新光証券株式会社は、みずほ証券株式会社と平成21年5月7日付で合併し、みずほ証券株式会社に商号変更をしております。

## （1株当たり情報）

| 第48期<br>（自 平成19年4月1日<br>至 平成20年3月31日）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 第49期<br>（自 平成20年4月1日<br>至 平成21年3月31日）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1株当たり純資産額 12,724円01銭<br>1株当たり当期純利益 879円27銭                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 1株当たり純資産額 11,670円00銭<br>1株当たり当期純利益 274円87銭                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>（注）1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p> <p>純資産の部の合計額 23,193,034千円<br/>普通株式に係る純資産額 23,193,034千円<br/>普通株式の発行済株式数 1,823千株<br/>普通株式の自己株式数 0千株<br/>1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数 1,822千株</p> <p>2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p> <p>損益計算書上の当期純利益 1,602,720千円<br/>普通株式に係る当期純利益 1,602,720千円<br/>普通株主に帰属しない金額 - 千円<br/>普通株式の期中平均株式数 1,822千株</p> | <p>（注）1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p> <p>純資産の部の合計額 21,271,810千円<br/>普通株式に係る純資産額 21,271,810千円<br/>普通株式の発行済株式数 1,823千株<br/>普通株式の自己株式数 0千株<br/>1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数 1,822千株</p> <p>2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p> <p>損益計算書上の当期純利益 501,030千円<br/>普通株式に係る当期純利益 501,030千円<br/>普通株主に帰属しない金額 - 千円<br/>普通株式の期中平均株式数 1,822千株</p> |

## （重要な後発事象）

| 第48期<br>（自 平成19年4月 1日<br>至 平成20年3月31日） | 第49期<br>（自 平成20年4月 1日<br>至 平成21年3月31日） |
|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 該当事項はありません                             | 同左                                     |

[次へ](#)

## ２．中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

|           |          | 第50期中間会計期間末<br>(平成21年9月30日) |
|-----------|----------|-----------------------------|
| 区分        | 注記<br>番号 | 金額<br>(千円)                  |
| (資産の部)    |          |                             |
| 流動資産      |          |                             |
| 現金及び預金    |          | 4,380,441                   |
| 有価証券      |          | 4,311,424                   |
| 貯蔵品       |          | 6,406                       |
| 未収委託者報酬   |          | 1,622,971                   |
| 繰延税金資産    |          | 83,025                      |
| その他       |          | 167,263                     |
| 流動資産合計    |          | 10,571,533                  |
| 固定資産      |          |                             |
| 有形固定資産    | 1        |                             |
| 建物        |          | 34,511                      |
| 器具・備品     |          | 37,731                      |
| リース資産     |          | 20,463                      |
| 有形固定資産計   |          | 92,706                      |
| 無形固定資産    |          |                             |
| ソフトウェア    |          | 96,489                      |
| その他       |          | 91                          |
| 無形固定資産計   |          | 96,581                      |
| 投資その他の資産  |          |                             |
| 投資有価証券    |          | 11,603,853                  |
| 長期繰延税金資産  |          | 71,091                      |
| 前払年金費用    |          | 481,680                     |
| その他       |          | 155,428                     |
| 投資その他の資産計 |          | 12,312,053                  |
| 固定資産合計    |          | 12,501,340                  |
| 資産合計      |          | 23,072,874                  |

|         |          | 第50期中間会計期間末<br>(平成21年9月30日) |
|---------|----------|-----------------------------|
| 区分      | 注記<br>番号 | 金額<br>(千円)                  |
| (負債の部)  |          |                             |
| 流動負債    |          |                             |
| 未払金     |          |                             |
| 未払収益分配金 |          | 1,413                       |
| 未払償還金   |          | 89,796                      |
| 未払手数料   |          | 897,782                     |
| その他未払金  |          | 44,029                      |

|              |            |
|--------------|------------|
| 未払金計         | 1,033,022  |
| 未払法人税等       | 180,651    |
| 未払消費税等       | 18,524     |
| 賞与引当金        | 120,000    |
| リース債務        | 32,091     |
| その他          | 78,024     |
| 流動負債合計       | 1,462,315  |
| 固定負債         |            |
| 退職給付引当金      | 172,697    |
| 役員退職慰労引当金    | 53,458     |
| 執行役員退職慰労引当金  | 101,416    |
| 長期リース債務      | 23,699     |
| 固定負債合計       | 351,271    |
| 負債合計         | 1,813,586  |
| (純資産の部)      |            |
| 株主資本         |            |
| 資本金          | 4,524,300  |
| 資本剰余金        |            |
| 資本準備金        | 2,761,700  |
| 資本剰余金合計      | 2,761,700  |
| 利益剰余金        |            |
| 利益準備金        | 360,493    |
| その他利益剰余金     |            |
| 別途積立金        | 12,118,000 |
| 繰越利益剰余金      | 1,702,361  |
| その他利益剰余金計    | 13,820,361 |
| 利益剰余金合計      | 14,180,854 |
| 自己株式         | 5,426      |
| 株主資本合計       | 21,461,428 |
| 評価・換算差額等     |            |
| その他有価証券評価差額金 | 202,140    |
| 評価・換算差額等合計   | 202,140    |
| 純資産合計        | 21,259,287 |
| 負債純資産合計      | 23,072,874 |

## (2) 中間損益計算書

|             |          | 第50期中間会計期間<br>(自 平成21年4月 1 日<br>至 平成21年9月30日) |
|-------------|----------|-----------------------------------------------|
| 区分          | 注記<br>番号 | 金額<br>(千円)                                    |
| 営業収益        | 1        |                                               |
| 委託者報酬       |          | 4,696,015                                     |
| 営業収益合計      |          | 4,696,015                                     |
| 営業費用及び一般管理費 |          | 4,439,451                                     |
| 営業利益        |          | 256,563                                       |
| 営業外収益       |          |                                               |
| 受取配当金       |          | 26,278                                        |
| 有価証券利息      |          | 38,949                                        |
| 受取利息        |          | 7,380                                         |

|                |         |
|----------------|---------|
| 時効成立分配金・償還金    | 10,614  |
| 法人税等還付加算金      | 15,671  |
| その他            | 1,451   |
| 営業外収益合計        | 100,346 |
| 営業外費用          |         |
| 支払利息           | 1,018   |
| 時効成立後支払分配金・償還金 | 4,936   |
| その他            | 1,696   |
| 営業外費用合計        | 7,651   |
| 経常利益           | 349,258 |
| 特別利益           |         |
| 投資有価証券売却益      | 3,827   |
| 特別利益合計         | 3,827   |
| 特別損失           |         |
| 固定資産除却損        | 134     |
| 過年度減価償却費       | 41,013  |
| 特別損失合計         | 41,147  |
| 税引前中間純利益       | 311,937 |
| 法人税、住民税及び事業税   | 175,106 |
| 法人税等調整額        | 45,075  |
| 中間純利益          | 181,906 |

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第50期中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）（単位 千円）

|                               | 株主資本      |           |           |            |             |
|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|------------|-------------|
|                               | 資本金       | 資本<br>剰余金 | 利益剰余金     |            |             |
|                               |           | 資本<br>準備金 | 利益<br>準備金 | その他利益剰余金   |             |
|                               |           |           |           | 別途<br>積立金  | 繰越利益<br>剰余金 |
| 平成21年3月31日残高                  | 4,524,300 | 2,761,700 | 360,493   | 12,118,000 | 2,012,604   |
| 中間会計期間中の変動額                   |           |           |           |            |             |
| 剰余金の配当                        |           |           |           |            | 492,149     |
| 中間純利益                         |           |           |           |            | 181,906     |
| 自己株式の取得                       |           |           |           |            |             |
| 株主資本以外の項目の中間<br>会計期間中の変動額（純額） |           |           |           |            |             |
| 中間会計期間中の変動額合計                 |           |           |           |            | 310,243     |
| 平成21年9月30日残高                  | 4,524,300 | 2,761,700 | 360,493   | 12,118,000 | 1,702,361   |

|              | 株主資本  |            | 評価・<br>換算差額等     | 純資産合計      |
|--------------|-------|------------|------------------|------------|
|              | 自己株式  | 株主資本合計     | その他有価証券<br>評価差額金 |            |
| 平成21年3月31日残高 | 4,616 | 21,772,481 | 500,670          | 21,271,810 |

|                               |       |            |         |            |
|-------------------------------|-------|------------|---------|------------|
| 中間会計期間中の変動額                   |       |            |         |            |
| 剰余金の配当                        |       | 492,149    |         | 492,149    |
| 中間純利益                         |       | 181,906    |         | 181,906    |
| 自己株式の取得                       | 810   | 810        |         | 810        |
| 株主資本以外の項目の中間<br>会計期間中の変動額（純額） |       |            | 298,530 | 298,530    |
| 中間会計期間中の変動額合計                 | 810   | 311,053    | 298,530 | 12,523     |
| 平成21年9月30日残高                  | 5,426 | 21,461,428 | 202,140 | 21,259,287 |

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

| 項 目              | 第50期中間会計期間<br>(自 平成21年4月1日<br>至 平成21年9月30日)                                                                                                                                                                                                               |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 資産の評価基準及び評価方法 | <p>(1)有価証券<br/>満期保有目的の債券<br/>償却原価法（定額法）<br/>関係会社株式<br/>総平均法による原価法<br/>その他有価証券<br/>時価のあるもの<br/>時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（総平均法により算定）ないし償却原価との評価差額を全部純資産直入する方法<br/>時価のないもの<br/>総平均法による原価法</p> <p>(2)たな卸資産<br/>評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）<br/>貯蔵品<br/>最終仕入原価法</p> |
| 2. 固定資産の減価償却の方法  | <p>(1)有形固定資産（リース資産を除く）<br/>定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。<br/>建物 8～47年<br/>器具備品 2～20年</p> <p>(2)無形固定資産<br/>定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p>                                          |

| 項 目 | 第50期中間会計期間<br>(自 平成21年4月1日<br>至 平成21年9月30日) |
|-----|---------------------------------------------|
|-----|---------------------------------------------|

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2．固定資産の減価償却の方法 | <p>(3)リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。</p> <p>（会計方針の変更）</p> <p>従来、リース資産の減価償却の方法はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用していましたが、平成21年5月7日に親会社合併による親会社の会計処理変更と統一を図るために、当中間会計期間から定率法に変更しております。</p> <p>この変更により、前期までの税引前当期純利益にかかる累積的影響額41,013千円は特別損失として計上しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合と比較して、リース資産は33,984千円減少し、営業利益及び経常利益は7,028千円増加し、税引前中間純利益は33,984千円減少しております。</p> |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|     |                                                            |
|-----|------------------------------------------------------------|
| 項 目 | <p>第50期中間会計期間</p> <p>（自 平成21年4月1日</p> <p>至 平成21年9月30日）</p> |
|-----|------------------------------------------------------------|

|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3. 引当金の計上基準</p>                  | <p>(1) 賞与引当金<br/>従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間対応分を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金<br/>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。<br/>過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。<br/>数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金<br/>役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 執行役員退職慰労引当金<br/>執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> |
| <p>4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> | <p>消費税等の会計処理方法<br/>消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

### 注記事項

(中間貸借対照表関係)

|                  |                             |
|------------------|-----------------------------|
| 項 目              | 第50期中間会計期間末<br>(平成21年9月30日) |
| 1.有形固定資産の減価償却累計額 | 496,433千円                   |

( 中間損益計算書関係 )

| 項 目         | 第50期中間会計期間<br>( 自 平成21年4月1日<br>至 平成21年9月30日 ) |
|-------------|-----------------------------------------------|
| 1 . 減価償却実施額 | 有形固定資産 16,109千円<br>無形固定資産 24,741千円            |

( 中間株主資本等変動計算書関係 )

## 1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末 | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末 |
|-------|--------|----|----|----------|
|-------|--------|----|----|----------|

|         |           |   |   |           |
|---------|-----------|---|---|-----------|
| 普通株式(株) | 1,823,250 | - | - | 1,823,250 |
|---------|-----------|---|---|-----------|

## 2. 自己株式に関する事項

| 株式の種類   | 前事業年度末 | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末 |
|---------|--------|----|----|----------|
| 普通株式(株) | 474    | 90 | -  | 564      |

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 90株

## 3. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|------------|-------------|------------|------------|
| 平成21年6月24日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 492,149    | 270         | 平成21年3月31日 | 平成21年6月25日 |

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの  
該当事項はありません。

### (リース取引関係)

|                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第50期中間会計期間<br>(自 平成21年4月1日<br>至 平成21年9月30日)                                                                                                                                                   |
| リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引<br>リース資産の内容<br>有形固定資産<br>主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他(器具備品)であります。<br>リース資産の減価償却方法<br>中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「2. 固定資産の減価償却方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。 |

### (有価証券関係)

第50期中間会計期間末(平成21年9月30日)

#### 1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

|             | 中間貸借対照表計上額(千円) | 時価(千円)    | 差額(千円) |
|-------------|----------------|-----------|--------|
| (1) 国債・地方債等 | -              | -         | -      |
| (2) 社債      | 8,669,589      | 8,694,400 | 24,810 |
| (3) その他     | -              | -         | -      |
| 合計          | 8,669,589      | 8,694,400 | 24,810 |

#### 2. その他有価証券で時価のあるもの

|         | 取得原価(千円) | 中間貸借対照表計上額(千円) | 差額(千円) |
|---------|----------|----------------|--------|
| (1) 株式  | 45,457   | 60,637         | 15,180 |
| (2) 債券  | -        | -              | -      |
| 国債・地方債等 | -        | -              | -      |

|        |           |           |         |
|--------|-----------|-----------|---------|
| 社債     | 801,068   | 800,643   | 424     |
| その他    | -         | -         | -       |
| (3)その他 | 6,359,599 | 6,004,023 | 355,575 |
| 合計     | 7,206,124 | 6,865,304 | 340,819 |

### ３．時価評価されていない主な有価証券の内容

|                                | 中間貸借対照表計上額（千円） |
|--------------------------------|----------------|
| (1)関連会社株式                      | 77,100         |
| (2)その他有価証券<br>非上場株式（店頭売買株式を除く） | 303,283        |

（デリバティブ取引関係）

第50期中間会計期間末（平成21年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（１株当たり情報）

| 第50期中間会計期間<br>（自 平成21年4月1日<br>至 平成21年9月30日）      |            |
|--------------------------------------------------|------------|
| 1株当たり純資産額                                        | 11,663円71銭 |
| 1株当たり中間純利益                                       | 99円79銭     |
| なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |            |

（注）算定上の基礎

#### １．１株当たり純資産額

| 項 目                         | 第50期中間会計期間末<br>（平成21年9月30日） |
|-----------------------------|-----------------------------|
| 純資産の部の合計額（千円）               | 21,259,287                  |
| 普通株式に係る純資産額（千円）             | 21,259,287                  |
| 普通株式の発行済株式数（千株）             | 1,823                       |
| 普通株式の自己株式数（千株）              | 0                           |
| 1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数（千株） | 1,822                       |

#### ２．１株当たり中間純利益

| 項 目               | 第50期中間会計期間<br>（自 平成21年4月1日<br>至 平成21年9月30日） |
|-------------------|---------------------------------------------|
| 中間純利益（千円）         | 181,906                                     |
| 普通株主に帰属しない金額（千円）  | -                                           |
| 普通株式にかかる中間純利益（千円） | 181,906                                     |
| 期中平均株式数（千株）       | 1,822                                       |

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### a．定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### b．訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 中央三井アセット信託銀行株式会社（「受託者」）

##### a．資本金の額

平成21年12月末日現在、11,000百万円

##### b．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) T A T A アセット マネジメント リミテッド（「投資顧問会社」）

##### a．資本金の額

平成21年12月末日現在、164.06百万ルピー

##### b．事業の内容

インド籍の法人であり、有価証券等にかかる投資信託業務を営んでいます。

#### (3) T A T A アセット マネジメント（モーリシャス）プライベート リミテッド（「投資顧問会社」）

## a. 資本金の額

平成21年12月末日現在、510,100 U S ドル

## b. 事業の内容

モーリシャスの法律に基づき設立された法人であり、投資法人の運用業務を営んでいます。

## (4) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

(平成21年12月末日現在)

| 名称          | 資本金の額<br>(単位：百万円) | 事業の内容                         |
|-------------|-------------------|-------------------------------|
| みずほ証券株式会社   | 125,167           | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 新和証券株式会社    | 780               | 同上                            |
| 大山日ノ丸証券株式会社 | 215               | 同上                            |

## 2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「投資顧問会社」は以下の業務を行います。

委託者に対する助言および情報提供等

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

## 3【資本関係】

(1) みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.4%を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

## &lt;再信託受託会社の概要&gt;

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

### 第3 【参考情報】

当計算期間において、次の書類を提出しております。

| 書類名           | 提出年月日        |
|---------------|--------------|
| 有価証券届出書       | 平成21年 4 月27日 |
| 有価証券届出書の訂正届出書 | 平成21年 4 月27日 |
| 半期報告書         | 平成21年 4 月27日 |

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

新光投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

|                |       |       |
|----------------|-------|-------|
| 代表社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 窪田 健一 |
|----------------|-------|-------|

|                |       |      |
|----------------|-------|------|
| 代表社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 三枝 哲 |
|----------------|-------|------|

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

( ) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成 2 1 年 6 月 2 4 日

新光投信株式会社  
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代 表 社 員                      公認会計士   窪田 健一   印  
業務執行社員

代 表 社 員                      公認会計士   三枝 哲   印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日までの第 4 9 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成 2 1 年 3 月 3 1 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（ ） 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月28日

新光投信株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 田中俊之 印

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 伊藤志保 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第50期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続き等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 追記情報

注記事項「中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載されているとおり、会社は当中間会計期間より所有権移転外ファイナンス・リース資産の減価償却方法について定率法による方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年12月22日

新光投信株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

|                    |       |      |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 田中俊之 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 伊藤志保 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新光インド・インフラ株式ファンドの平成20年7月31日から平成21年11月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光インド・インフラ株式ファンドの平成21年11月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)